

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

英国内務省

国別情報及び情報ノート トルコ：クルド人

バージョン3.0

2020年2月

目次

評価.....	4
1. はじめに	4
1.1 請求の根拠	4
1.2 留意点	4
2. 争点の考察	4
2.1 信憑性	4
2.2 適用除外	4
2.3 難民条約上の理由	4
2.4 リスク	5
2.5 保護	8
2.6 国内移転	9
2.7 証明	9
国別情報.....	10
3. 法律規定及びモニタリング機関	10
3.1 法律及び憲法上の枠組（差別禁止法制を含む）	10
3.2 人権モニタリング機関	11
4. クルド系住民	12
4.1 地図：クルド人集落が過半数を占める区域	12
4.2 2015年6月以降、クルド人問題に影響を与えた主要な出来事の時系列 ...	12
4.3 歴史	12
4.4 人口動態	14
4.5 国籍	15
4.6 宗教	16
4.7 クルド人として特定される可能性	16
4.8 クルド人の政治観	16
5. 日常生活	17
5.1 クルド系言語	17
5.2 教育と文化におけるクルド系言語	18
5.3 教育に対する姿勢	19
5.4 雇用	20
5.5 宿泊	22
5.6 医療	22
5.7 女性	22
5.8 社会的差別	23

6. 国家によるクルド人の処遇	25
6.1 公人としての生活におけるクルド人	25
6.2 PKKとの融合	26
6.3 政府及び他の権力者のアプローチ	27
6.4 集会の自由	28
6.5 ネウロズ祝賀	28
6.6 ジャーナリスト及び出版	29
6.7 市民社会と文化的権利	31
6.8 政府による人権侵害	31
6.9 国内避難民（IDP）	32
6.10 外出禁止令	33
6.11 テロ対策との関連で拘留された人々の数	34
6.12 拘留中の処遇	35
6.13 拘留からの解放条件	37
6.14 司法制度	38
6.15 兵役	38
付託事項.....	
参考文献.....	
引用文献.....	
参考にしたが引用されなかった文献.....	
版管理.....	

評価

更新日：2020年2月13日

1. はじめに

1.1 請求の根拠

1.1.1 或る人がクルド民族であることを理由とする国家又は非国家の行為者による迫害又は深刻な危害に対する恐怖心。

1.2 留意点

1.2.1 クルディスタン労働者党（PKK：Kurdistan Workers' Party）の党员であること又は同党との関連を根拠に為された申し立てに関するリスク及び国別情報の評価については、「国別政策及び情報ノート」の「トルコ：クルディスタン労働者党（PKK）」を参照のこと。

1.2.2 クルド系政党の党员であること又はこれらの政党との関連を根拠に為された申し立てに関するリスク及び国別情報の評価については、「国別政策及び情報ノート」の「トルコ：クルド系政党」を参照のこと。

2. 争点の考察

2.1 信憑性

2.1.1 信憑性の評価に関する情報については、「信憑性及び難民地位の評価」に関する手順を参照のこと。

2.1.2 意思決定者は、以前に英国の査証又は別の形態の在留許可の申請が既に為されているかどうかを確認しなければならない。庇護申請が査証と一致する場合、庇護面談の前に調査すべきである（「査証の一致、英国査証申請者からの庇護請求に関する庇護手順」を参照のこと）。

2.1.3 意思決定者は、言語分析テストを実施する必要性も検討すべきである（「言語分析に関する庇護手順」を参照のこと）。

2.2 適用除外

2.2.1 意思決定者は、適用除外条項のうち1つ（又は複数）が適用可能かどうか検討しなければならない。個々の事例を、個別の事実や本案に基づいて検討しなければならない。

2.2.2 当人は難民条約（Refugee Convention）の適用から除外される場合、人道的保護の付与からも除外されることになる。

2.2.3 適用除外条項及び制限付き許可に関する付加的指針については、「適用除外に関する庇護手順：難民条約第1条F項」及び「制限付き在留許可に関する手順」を参照のこと。

2.3 難民条約上の理由

- 2.3.1 人種。
- 2.3.2 条約上の理由を立証するだけでは、難民として認識されるには不十分である。個々の事例において対処すべき疑問は、特定の人物が実際に有する、又は有するとされる条約上の理由を十分な根拠として迫害を恐れているか否かである。
- 2.3.3 条約上の理由に関する付加的指針については、「信憑性及び難民地位の評価」に関する手順を参照のこと。

2.4 リスク

a. 国家による処遇

- 2.4.1 クルド人は2,500万～3,500万人から成る民族集団で、主にトルコ、イラン、イラク、シリア及びアルメニアの国境をまたぐ山岳地帯で暮らしている。推定1,500万人のクルド人がトルコ在住で、人口の15～20%を占める。クルド人は独自の国家を維持してこなかったにもかかわらず、固有の言語、文化、そして鋭い主体性意識を維持してきた。トルコ在住のクルド人は同国の南東部に集中するが、多くの人々がアンカラ（Ankara）やイスタンブール（Istanbul）をはじめとする西部の都市に移住している（「歴史」、「人口動態」参照）。
- 2.4.2 トルコ政府は歴史的に、クルド人の影響力や主体性を制限しようとしてきたが、その目的は部分的に、トルコの領土的完全性の保護と、政治的安定性の維持である。これを背景に、クルド人は長年にわたり、文化的及び政治的な自由の向上を求めてきた。この利益と目標の衝突の結果、差別が生じ、幾度も暴力が発生した。1984年、武力衝突がクルディスタン労働者党（PKK）と政府の間で勃発し、その結果、南東部で3,000以上のクルド人の村が退避し、100万～300万人が強制移転させられる事態に繋がった。この衝突の結果、40,000人が死亡し、前の数年と比べると鈍化したものの、衝突は依然続いている（詳しくは「歴史」、「人口動態」、及び「国別政策及び情報ノート」の「トルコ：クルディスタン労働者党（PKK）」を参照のこと）。
- 2.4.3 憲法では、全ての個人が言語、人種又は他の要因を問わず平等であり、全ての市民が「トルコ人」である、と定めている。クルド人が公共部門又は民間部門で雇用を獲得すること、公人としての生活に参加すること、又は様々なサービスを利用することを妨げる法律はなく、概してクルド人は自分の権利を行使することができる。しかし、クルド人がそうした権利を行使できる度合いは個別の状況や地理的立地条件に左右される。中流階級のクルド人は都市部、特に西部で増えているが、発展度が低く紛争の影響を受ける南東部で暮らすクルド人は、西部で暮らすクルド人と比べ、政府サービスへのアクセスや様々な行動機会が減っている（「人口動態」及び「国籍」参照）。
- 2.4.4 情報筋によると、クルド人住民の約半数はPKKに対して同情的と考えられる一方、他の人々は与党AKP（公正発展党）を支持しており、AKPは複数のクルド人国会議員を抱えている。政治活動に熱心ではない、又はAKPを支持するクルド人は社会に溶け込んでいるが、クルド人としての身分を明らかにしたがる場合もあり、特に国内西部の小さい町で暴動が発生した場合がそうである（「クルド人の政治観」参照）。
- 2.4.5 要職に就いているクルド人が多数いる。クルド人国会議員（与党と野党の双方）がおり、大審院（Court of Cassation）にクルド人がおり、判事や閣僚を務めるクルド人がおり、クルド人の公務員もおり、オンブズマン自身もクルド人である

（「公人としての生活におけるクルド人」参照）。

- 2.4.6 トルコ語が公用語であり、憲法では教育機関での指導において他の言語を主たる言語としてはならないと規定しているため、トルコ語を話すことができないクルド人の児童が不利な立場に追いやられている。トルコ語以外の言語の使用は政府や公共サービスにおいても制限され、政府は2015年以降、多数のクルド系語学学校を閉鎖してきた。しかし、クルド系言語使用禁止令は既に撤廃され、トルコ語以外の言語は、クルド語を含め、私立学校では任意選択の学習課程として選ぶことができる。クルド系言語は拘留中でも許可され、法廷では通訳者が用意される。国営と民営どちらのテレビチャンネルでも、クルド系言語での放送を行っている（「クルド系言語」及び「教育と文化におけるクルド系言語」参照）。
- 2.4.7 政府は、2016年に起きたクーデター未遂や、南東部での紛争再発を受け、批判に対してますます不寛容になってきた。政治活動に熱心なクルド人に関する情報については、「国別政策及び情報ノート」の「トルコ：クルディスタン労働者党（PKK）」及び「トルコ：クルド系政党」を参照のこと。
- 2.4.8 クルド人問題又は反対派勢力に関連する多数のイベントが治安を理由に禁止されたが、ネウロズ（Newroz、クルド人の新春祭）の祝賀はクルド人の分離主義と関連していると捉えられることが多く、2019年には概して許可されたものの、警察が厳重に警戒する状況で行われた（「集会の自由」及び「ネウロズ祝賀」参照）。
- 2.4.9 政府はクルド系言語の報道機関に勤務していた複数のジャーナリストを訴追又は拘留し、また多数のクルド人ジャーナリストが国家による脅迫、暴力及び犯罪捜査を受けたと報告した。クルド系言語の新聞、テレビチャンネル及びラジオ局はほぼ全て、治安を理由に閉鎖されたままであったが、2018年7月に非常事態が終了した後、クルド系言語のラジオ／テレビ局が1つ開局した。数百ものクルド系市民社会団体が、2016年のクーデター未遂後に政府によって休止させられていたが、これらは依然、閉鎖状態のままであった（「ジャーナリスト及び出版」及び「市民社会と文化的権利」参照）。
- 2.4.10 一部の弁護士は、当局から不利な対応を受ける可能性があることからクルド人の弁護を引き受けたがらないが、一方でクルド系の人々の弁護を申し出る弁護士もいる。法廷ではトルコ語を話せない人がいる場合、通訳者が用意される（「司法制度」参照）。
- 2.4.11 人権観測筋の主張によると、政府とPKKはどちらも、紛争地帯で民間人を保護するための十分な措置を講じてこなかった。人権侵害は外出禁止期間中に発生する可能性が最も高く、外出禁止令は依然使用されており、南東部での反PKK作戦を円滑化する目的で定められている。政府は、反PKK作戦の間に政府部隊によって生じた民間人の不当な死亡の捜査に関する情報を開示しなかった。これまで、数千件に及ぶ、1990年代に政府部隊とPKKの双方が責任を負うと考えられている未解決の殺害、拘留中の死亡及び強制失踪の捜査、或いは2015年から2016年にかけて発生した数百人もの人々の不法殺害疑惑の捜査は、ごくわずかしかな行われていない。紛争は多大な国内強制移転も引き起こし、2015年7月から2017年7月にかけて約100,000人が自宅を失い、最大で400,000人がトルコ国内の他地域に移転した。都市部での衝突の減少と、政府による再建努力の結果、一部のIDP（国内避難民）は2018年に帰宅することができた。ある程度の再建は実現したものの、ごく少数のIDPしか補償を受けていない。民族的にクルド系である人々は、そうでない人々と比べ、拘留中に虐待される可能性が高いと考えられる（「政府による

人権侵害」，「国内避難民（IDP）」，及び「外出禁止令」参照）。

- 2.4.12 累積的に考えたとしても、クルド人が直面する差別は概して、その性質又は繰り返しを理由として、迫害及び／又は深刻な危害という現実のリスクに相当するわけではない。しかし、意思決定者は、当人特有の、現実のリスクに曝されることになる要因の有無を考察しなければならない。当人が直面すると予想される差別のレベルが、迫害及び／又は深刻な危害という現実のリスクに相当することを示す形で、個々の事例を事実に基づいて、当人が負う責任と併せて考察しなければならない。
- 2.4.13 リスク評価に関する付加的指針については、「信憑性及び難民地位の評価」に関する手順を参照のこと。

b. 社会的処遇

- 2.4.14 クルド系言語はトルコ全土で使われているのを耳にすることができるが、南東部以外の一部の小都市ではクルド系言語を使うのが難しい場合があり、これは暴力的応答を受ける可能性があるためである。非クルド系の市民の中にはクルド民族をPKK又はテロ行為と関連付ける人々もいる。トルコのナショナリズムや反クルド人の感情は、トルコが2019年10月にシリア北東部のクルド系区域に侵攻して以来、高まってきたと考えられることを示す証拠がある。クルド人に対する3件の攻撃に関する報告が複数あり、これらはクルド語を話していたこと、又はクルド人としての身分を明かしたことが理由とされ、2件はトルコがシリアに侵攻した直後、もう1件は2018年12月に起こった。複数の報告によると、これらの攻撃を検察官は人種差別主義者の仕業と認識せず、或る検察官は証拠不十分とした（「クルド系言語」及び「教育と文化におけるクルド系言語」参照）。
- 2.4.15 クルド人は公人としての生活のあらゆる分野に参加でき、上級職に就いている人々もいるが、傾向として、上級職に占める割合は少なく、またクルド民族の身分を明かすとそれが明らかに障害になるような場合は身分を明かしたがない場合もある。或る情報筋がHO FFT（内務省事実認定チーム）に語ったところによると、クルド人は主に建設業又は他の重労働に従事し、より高給の仕事に就く機会も否定されている。別の情報筋によると、クルド語の名前又はアクセントが原因で就職が難しくなる場合があり、さらに別の情報筋によると、クルド人は政府を支持していないと労働市場で不利な立場に置かれてしまう。しかし、別の情報筋によると、クルド人はクルド民族であることを強調しなければ、弁護士又は大臣になることも可能である。さらに別の情報筋が示唆したところによると、上級職に就いたクルド人はトルコ人であると名乗り、政府に忠誠を誓うことになる。また別の情報筋によると、トルコ西部の中流階級のクルド人は良い教育を受け、良い職に就くことができ、そうした人物はAKPに共感を持つ、或いは私的にクルド人の大義を支持すると考えられる（「雇用」参照）。
- 2.4.16 女性は概して、トルコ社会では男性と比べ不利な扱いを受け、この現象はクルド人女性にも同様に当てはまる。家庭内での虐待に対処する女性向けのヘルプラインが設けられており、クルド人やアラブ人もトルコ人同様に支援を受けることができる。クルド人女性は警察署や裁判所で通訳者を依頼することができる。クルド人女性はトルコ民族の女性より教育水準が低いと考えられるが、未成年結婚はクルド人に限らずトルコ全土で問題となっている。見合い結婚はクルド人の間で一般的であるが、頻度は低下傾向にある。信仰心の強いクルド人の間では親／家族の承認が求められる場合があるが、そうでもない限り頻度は低い（「女性」

参照。トルコにおける女性にとっての状況については「国別政策及び情報ノート」の「トルコ：ジェンダーに基づく暴力に怯える女性」を参照のこと。

- 2.4.17 クルド人に対する社会的差別の証拠が存在する。トルコ西部の都市で暮らすクルド人は、クルド人としての身分を明かすこと、又は公の場でクルド語を話すことに不安を感じる場合があり、雇用機会もクルド人の場合は限定される可能性があり、特に、クルド人による政治活動に熱心である、又はクルド人の大義を支持する姿勢を表明する人々の場合がそうである。しかし、政治活動に熱心ではない人々やAKP（与党）を支持する人々は大多数が、トルコ西部の都市では差別を受けることなく生活することができる。高齢のクルド人は、トルコ語を話すことができない場合、医療サービスを利用する際に多少の困難に見舞われる可能性がある（「日常生活」参照）。
- 2.4.18 社会的差別のレベルが、その性質又は繰り返しを理由として、深刻な危害又は迫害に相当するほど十分に深刻なものであるとは考えにくい、個々の事例を個別の事実に基づいて、自分がリスクに曝されていることを実証するという当人の責任と併せて評価しなければならない。
- 2.4.19 リスク評価に関する付加的指針については、「信憑性及び難民地位の評価」に関する手順を参照のこと。

2.5 保護

- 2.5.1 憲法では、全ての人々が言語、人種又は他の要因に関係なく平等であると規定している。とりわけ言語、人種、国籍、肌の色、政治的意見又は哲学的信念に関連する憎悪発言又は「有害行為」を働いた者は3年以下の懲役に処せられ得る。トルコはほとんどの国際的人権関連法律文書の締約国であるが、法的枠組は依然、欧州人権条約（European Convention on Human Rights）や欧州人権裁判所（European Court of Human Rights）の判例法と整合化する必要がある。欧州委員会の報告によると、表現及び集会の自由、少数派に対する差別、憎悪発言及び憎悪犯罪といった分野に後退が見られる。欧州委員会は、司法機関が独立していないことも報告した（「法律及び憲法の枠組（差別禁止法制を含む）」参照）。
- 2.5.2 しかし、法的及び行政的に、法律の下で禁じられている差別について申し立てる様々な手段がある。国家人権平等機関（NHREI：National Human Rights and Equality Institution）とオンブズマンが、人権の促進と執行に取り組む主要機関であり、申し立ては双方の機関に対して為される。2019年5月、欧州委員会は、NHREIのスピードと有効性の双方を、オンブズマンの効率性と行為能力同様、改善する必要があると述べた。また欧州委員会は、いずれの機関も運営面、構造面又は財政面で独立しておらず、それぞれのメンバーがパリ原則（Paris Principles：国別人権機関の仕事の枠組と指針を定める一連の国際標準）に従って任命されているわけでもない、という懸念も表明した（「人権モニタリング機関」参照）。
- 2.5.3 国家から迫害されるという十分な根拠に基づく不安を抱える人々は、当局に保護を求めることができる可能性が低い。
- 2.5.4 非国家行為者（「不正な」国家行為者を含む）から迫害されるという十分な根拠に基づく不安を抱える人々について、意思決定者は、国家が有効な保護を提供できるか否か、評価しなければならない。これは応対可能と予想される。クルド人は警察に対する信頼度が低いことを背景に、事件の通報を躊躇する可能性がある

が、これは気が進まないことと同じというわけではなく、また同様に、司法制度における一部の人々の腐敗、同情又は弱さが、国家が保護を与えながらないことを意味するわけでもない。

- 2.5.5 意思決定者は個々の事例について、特有の状況、当人のプロフィール、及び過去に迫害の事例があればそれも十分に考慮に入れ、事実に基づいて考察する必要がある。国家による保護を求め、得ることができないと予想される理由を実証する責任は当人が負う。
- 2.5.6 保護及び国内移転の行為者を含め、「国別政策及び情報ノート」の「トルコ：背景ノート」も参照のこと。
- 2.5.7 国家による保護の可用性の評価に関する付加的指針については、「信憑性及び難民地位の評価」に関する手順を参照のこと。

2.6 国内移転

- 2.6.1 国家から迫害されるという十分な根拠に基づく不安を抱える人々は、そのリスクから逃れるために移転することが可能になる可能性が低い。
- 2.6.2 直面するリスクの原因が非国家行為者にある場合、事例の事実にもよるが、国内移転は概して合理的と考えられる。クルド人コミュニティがトルコ全土に存在し、トルコ国民は国内全域を自由に移動することができる。トルコ国民は国が発行する身分証明書（Nefus又はNufus）の所持を義務付けられており、これは労働、保健／社会サービスの利用、学校や大学への登録、財産及び／又は車両の所有、そして電話、インターネット及び家庭用公益サービスの利用時に必要となる。
- 2.6.3 クルド人は地元で敵対行為に直面した場合、トルコ国内の別の場所に引っ越すことによってこれを回避できるはずであるが、そこにリスクが存在せず、転居が不当に過酷でないと予想される場合に限られる。
- 2.6.4 意思決定者は、国内移転の関連性と合理性について、特定の人物の個別の状況を十分に考慮した上で、慎重に配慮しなければならない。
- 2.6.5 保護及び国内移転の行為者を含め、「国別政策及び情報ノート」の「トルコ：背景ノート」も参照のこと。
- 2.6.6 国内移転に関する付加的指針については、「信憑性及び難民地位の評価」に関する手順を参照のこと。

2.7 証明

- 2.7.1 請求の根拠が単にクルド民族であることによる場合、2002年国籍・移民・庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）の第94条の下、「明らかに根拠を欠く」として証明可能と考えられる。
- 2.7.2 証明に関する付加的指針については、「2002年国籍・移民・庇護法第94条の下での保護及び人権に関する請求の証明（明らかに根拠を欠く請求）」を参照のこと。

国別情報

セクション3更新日：2019年12月11日

3. 法律規定及びモニタリング機関

3.1 法律及び憲法上の枠組（差別禁止法制を含む）

3.1.1 米国の国別人権慣行報告書2018年版（米国国務省人権報告書2018年版）の指摘によると、「法律では、言語、人種、国籍、肌の色、ジェンダー、障害、政治的意見、哲学的信念、宗教、又は派閥の違いに関連する憎悪発言又は有害行為を働いた者について、3年以下の懲役を認めている」。

3.1.2 欧州委員会の2019年5月の報告書の指摘によると、以下の通りである。

「トルコはほとんどの国際的人権関連法律文書の締約国である。経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規格の選択議定書（Optional Protocol to the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights）及び強制失踪条約（International Convention for the Protection of all Persons from Enforced Disappearance）はまだ批准していない。」

（中略）

「非常事態宣言の撤廃後、トルコは2018年8月、欧州人権条約と市民的及び政治的権利に関する国際条約（ICCPR：International Covenant on Civil and Political Rights）に対する適用制限を取り消した。」

3.1.3 内務省事実認定チーム（HO FFT）はトルコ司法省（Ministry of Justice）の代表者と面会し、同代表は以下のように説明した。

「トルコ共和国は民主主義の法治国家であり、欧州理事会創設国の1つでもあり、人権、法の支配及び民主主義を支持する。欧州人権条約及びその他、人権分野における国際条約の主要な原則がトルコでは尊重され、担保されている。従って、間違いなく言えるのは、人権分野における法律や慣行によってもたらされるトルコの標準は、国際合意によってもたらされる国際標準よりも高い。」

3.1.4 トルコ司法省代表はさらに、トルコの法律に従って、宗教、民族性、ジェンダー又は言語に基づく差別は一切禁じられている、と述べた。外務省（Ministry of Foreign Affairs）代表がHO FFTに語ったところによると、人種、言語、宗教、派閥、性別、或いは政治的又は哲学的な信念又は意見に基づく差別は刑法（Penal Code）第122条の下で処罰され、またそうした如何なる差別についても法的及び行政的に申し立てる様々な手段がある。

3.1.5 トルコ外務省代表者の説明によると、2000年代初期以降、政府は基本的な権利と自由に関する改革の実施に乗り出し、（その後）EU加盟国になるという展望がかなり良くなった。クーデター未遂が発展を減速させ、一定の措置を要したが、トルコ政府は現在、これらの改革の復活を追求しており、そこには政治的意思が存在する。

3.1.6 欧州委員会はさらに以下のように述べた。

「クーデター未遂の余波の中で2016年7月15日に採択された非常事態宣言は2018年7月18日に最後の延長が満了となった時点で終了したが、その直後、トルコ議会は向こう3年間にわたり非常事態ルールの多数の要素を保持する法律を採択した。この法律では一定の基本的自由を制限し、特に、公務員（裁判官を含む）の

解雇、拘留の延長、移動の自由と公的集会の自由の制限、そして政府が任命する州知事の権限拡大を可能にしている。」

3.1.7 同報告では以下のように述べている。

「法的枠組には人権と基本的権利の尊重の全般的保証が盛り込まれている一方、依然、欧州人権条約（ECHR）や欧州人権裁判所（ECtHR）の判例法と整合化する必要がある。表現の自由、集会の自由、及び結社の自由の分野には依然、深刻な後退が存在する（中略）。非常事態宣言の撤廃直後に導入された法制は、市民社会活動家、人権擁護者、ジャーナリスト、学者等の人々を虐待から保護する極めて重要な措置を廃止するという法制であったが、これに変更は加えられなかった。権利の執行は、これらの権利や自由の保護に責任を負う公共機関の分断化や限られた独立性によって阻害されているだけでなく、独立的な司法制度の欠如にも阻害されている。労働組合の権利は激しい圧力を受け続けている。非常事態宣言の間に深刻な人権侵害に関与した人々を捜査、訴追又は処罰するための措置は何ら講じられなかった。」

「（中略）表現の自由に対する厳しい制限が続き、著述家、ソーシャルメディア利用者及び他の一般市民を、たとえ児童でも、大統領を侮辱すると訴追するという傾向が激増した。（中略）最も脆弱な集団や少数派に属する人々の権利の保護を改善する必要がある。（中略）少数派に対する差別や憎悪発言、及び憎悪犯罪（中略）は依然、深刻な懸案事項である。」

3.1.8 同報告書ではさらに、以下のようにECHR違反も指摘したが、クルド人の個人又は問題に関連するものがどの程度あるかは不詳である。

「2018年、欧州人権裁判所（ECtHR）は（146件中）142件の事件においてECHR違反を認め、これらは主に公正な裁判を受ける権利（41件）、表現の自由（40件）、身体の自由と安全に対する権利（29件）、集会と結社の自由（11件）、非人道的又は品位を傷つける取り扱い（11件）、及び拷問禁止（10件）に関連していた。報告対象期間中、6,717件の新規申請がECtHRに登録された。2019年1月時点で、同裁判所の法廷で審理を待つトルコ人からの申請は合計7件であった。現在、モニタリング手続が拡充された状況において、トルコを相手取った訴訟は410件である。」

3.1.9 同報告書によると、「ECHR違反の防止に関する2014年の行動計画は限定的にしか実施されていない。実施報告は公表されず、その結果、実施担当機関の説明責任も限られている。トルコはECtHR違反の防止に関する従前の行動計画が失効しているため、行動計画を更新する必要がある。」

3.1.10 テロ防止法制に関する情報については、「国別政策及び情報ノート」の「トルコ：クルディスタン労働者党（PKK）」を参照のこと。

3.2 人権モニタリング機関

3.2.1 欧州委員会が2019年5月に公表した報告書によると、以下の通りである。

「人権の促進と執行に関しては、国家人権平等機関（NHREI）とオンブズマンが主要な人権機関として、引き続き申し立てを受け付けている。両機関の介入範囲の主な違いは、個人申請手続にある。オンブズマン機関は、公共行政機関の行為に対する申し立てのみ取り扱う。NHREIは、オンブズマンの権限の範囲に該当する申請を受け入れず、従ってそうした申請を取り扱うオンブズマンの効率性と行為能力もステップアップする必要がある。」

「NHREIは2017年3月にメンバーが任命されたのに続き、実施法制が採択された後、2018年に業務を開始した。NHREIは受理した申請401件のうち2件の決定を完了し、27件の視察を実施し、複数の拘留施設、刑務所及び1つの高齢者住宅の視察5件に関する報告書を公表した。申請処理におけるNHREIのスピードと有効性は特に、クーデター未遂の余波が残る中での多数の侵害疑惑を背景に懸念材料となっている。」

「これらの機関はいずれも運営面、構造面又は財政面で独立しておらず、メンバーがパリ原則に従って任命されるわけでもない。これまでのところ、NHREIは関連する人権の促進と保護に関する国別機関の国際調整委員会（ICC：International Coordinating Committee）に認定を申請していない。トルコは早急に、ありとあらゆる人権侵害疑惑事件が効果的に対処及び処理される状況と、これらの機関がパリ原則及び2018年6月22日に採択された平等推進機関向けの標準に関する欧州委員会勧告（European Commission Recommendation on Standards for Equality Bodies）を全面的に順守する状況を確保すべきである。

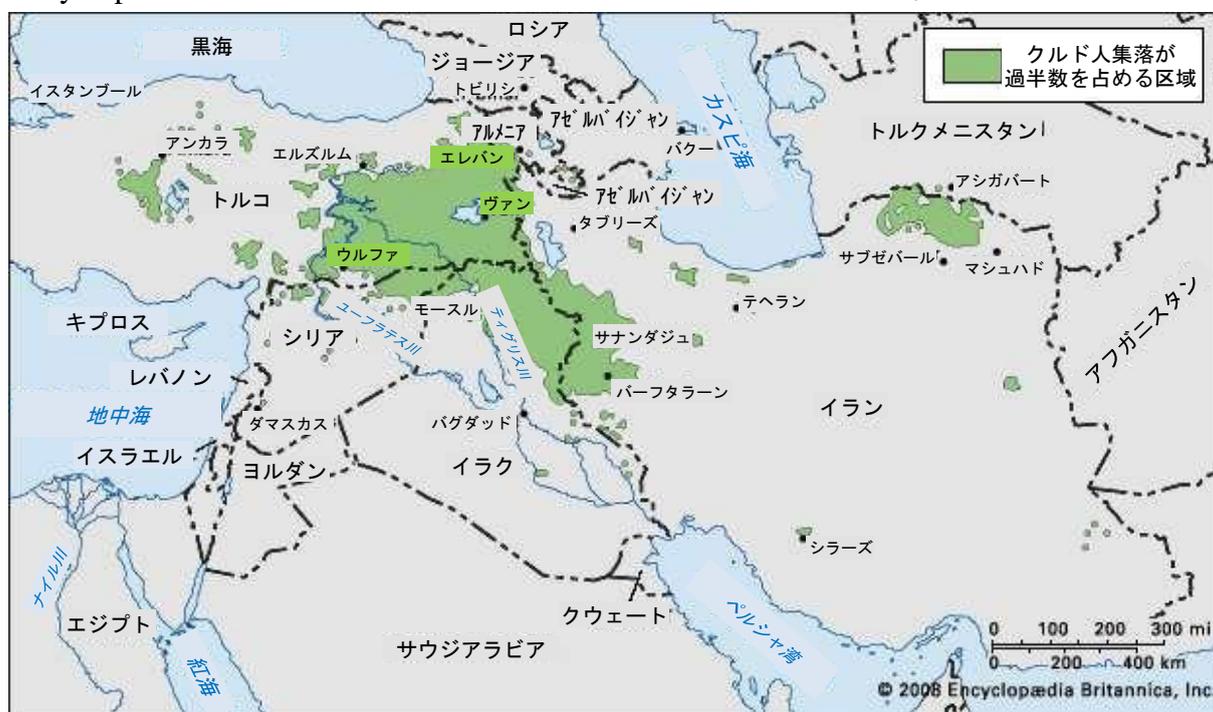
- 3.2.2 人権モニタリング機関について詳しくは、「内務省発トルコ事実認定ミッション報告書（2019年6月）」を参照のこと。

セクション4最終更新日：2019年12月11日

4. クルド系住民

4.1 地図：クルド人集落が過半数を占める区域

- 4.1.1 アジア南西部におけるクルド人定住区域を示す下記の地図（日付不詳）は、Encyclopaedia Britannicaから公表されたものである。



4.2 2015年6月以降、クルド人問題に影響を与えた主要な出来事の時系列

- 4.2.1 2015年6月以降の主要な出来事の時系列については、「国別政策及び情報ノート」の「トルコ：PKK」を参照のこと。

4.3 歴史

4.3.1 BBCは2017年10月、以下のように報じた。

「2,500万～3,500万人のクルド人が、トルコ、イラク、シリア、イラン及びアルメニアの国境をまたぐ山岳地帯で暮らしている。クルド人は中東で4番目に大きい民族集団を構成するが、恒久的な国民国家を得たことは全くない。」

「クルド人は、現在のトルコ北東部、シリア南東部、イラク北部、イラン北西部及びアルメニア南西部に当たるメソポタミアの平地と高原の先住民族の1つである。」

「現在、クルド人は標準的な方言を全く持たないものの、人種、文化及び言語を通じて統一された特徴的なコミュニティを形成している。」（中略）

「トルコ人の国家とトルコのクルド人の間には、深く根差す敵対関係がある（中略）。」

「クルド人は数世代にわたり、トルコ当局による過酷な扱いを受けてきた。1920年代と1930年代に起こった暴動への対応策として多数のクルド人が再定住させられ、クルド系の名前や衣装が禁止され、クルド系言語が制限され、さらにはクルド人の民族的主体性の存在すら否定され、人々は「山岳トルコ人」と呼ばれた。」

4.3.2 2018年6月の報告書の中で、マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル（MRGI : Minority Rights Group International）は以下のように述べた。

「クルド系部族は、オスマン帝国の最後の数年間まで、事実上の自律を享受していた。第一次世界大戦中のアルメニア人による脅威を恐れたクルド人は、オスマン帝国政府による100万人ものアルメニア人大虐殺に協力したが、その結果、1920年代と1930年代に強制的な同化の標的にされたに過ぎなかった。1950年代後半から、クルド人の移住は自主的で経済的であった。しかし、繰り返し発生したクルド人の反逆は、まるで大虐殺のように無慈悲に抑圧された。クルド語での表現は全て法律で禁止された。」

「少数のクルド人が1960年代に認識を求め始め、1970年代にはトルコ語で識別される状態のまま残された人々が増えた。1984年にクルド人のナショナリズムはPKKにおける暴力という形で現れ、PKKは国家に対するゲリラ戦に乗り出した。」

「これと並行して、PKKはクルド系民間人を多数動員することにも成功した。この奮闘は部分的に最優先事項とされてきた。クルド人の主体性は政治的剥奪同様、経済的剥奪の感覚にも満ちていた。PKKは意図的に、一部のクルド人地主階級の人々を、抑圧体系の共犯者として標的にした（ただし一部の地主はPKK派として特定され、多くの場合、地元でのライバル関係が理由であった）。PKKは学校教師など、トルコ人国家の代理人と認知された人々も標的にした。」

「1984年にトルコ陸軍とPKKの間で武力紛争が勃発したのに伴い、100万人を超えるクルド人がトルコ東部及び南東部の農村や都市部から強制退去させられた。強制退去させられた人々は地域内の都心のほか、トルコ西部と南部の街にも定住していたが、多くは欧州に逃亡した。1996年までに、トルコは3,000余りのクルド系の村の強制退避を通じて国の南東部の統制をようやく保持し、その結果、300万人が貧困に陥り、恣意的な逮捕や拷問が蔓延し、恒常化した。」

「最近の数十年間におけるトルコの急速な都市化、特にトルコ南東部の主要都市における都市化の主な要因の1つは、村を破壊するという政策であり、これはPKKに対するトルコの国内対立の中心的要因であった。1994年までに、少なくとも

も3,000の村が意図的に、この政策の一環として破壊された。欧州人権裁判所は多数の事件に判決を下し、トルコが軍事戦略の一環として多数の村を破壊したことを立証した。この文脈で言えば、ディヤルバクル (Diyarbakır) など都市の中心部は急速な成長を遂げ、1990年代には多数の居住者が暴力を逃れるためにトルコ国内の他地域又は国外に転居したにもかかわらず、規模が3倍に増えた。強制退去させられた人々の正確な数に関して合意はないが、信頼できる推定によると100万人～300万人の範囲である。」

4.3.3 MRGIはさらに以下のように報告した。

「文化的及び政治的権利を求めるクルド人の奮闘は、社会的及び宗教的要因によって複雑化している。多数の農村部在住のクルド人は主に氏族又は部族の忠誠心に動機付けられ、長期間続く局所的な紛争は国家レベルでのライバル政党に対する支持を反映するものであった。部族間政策は、PKK又は政府部隊のどちらを支持するかの決定要因になり得る。忠誠心は宗教的信条にも決定付けられる。南東部ではクルド人の最大25%が依然、主に宗教的帰属に動機付けられているとも考えられる。(中略)南東部は依然、トルコの西半分と比べ開発が遅れている。」

「紛争は依然、多数の死亡者を出し、数十万ものクルド系市民を強制退去させてきた一方、政府もクルド人コミュニティに対してひどく差別的な政策を維持した。例としてクルド系公職者の解雇、クルド系政治集団に対する嫌がらせ、クルド系報道機関の標的化、及びクルド語での党集会を開催したクルド系政治家の逮捕が挙げられる。政府はさらに、クルド人の権利を促進する努力、例えばクルド系言語の使用などを、「PKKテロリスト」への支援と同一視し続けた。」

4.3.4 米国の議会調査部 (CRS : Congressional Research Service) の2019年1月の報告によると、「歴史的に、トルコの政府と軍隊は国内でのクルド人の影響力と主体性の抑制を追求しており、その背景には部分的に、トルコの領土的完全性と政治的安定性に関する懸念がある。」

PKK及びクルド系政党については、「国別政策及び情報ノート」の「トルコ：クルディスタン労働者党 (PKK)」及び「トルコ：クルド系政党」を参照のこと。

4.4 人口動態

4.4.1 米国国務省の人権報告書2018年版の指摘によると、トルコには当時、推定1,500万人のクルド系市民がいた。

4.4.2 CIAワールド・ファクトブック (World Factbook) の指摘によると、トルコの人口は70～75%がトルコ人、19%がクルド人、他の少数派が7～12%を占めていた (2016年のデータからの推定)。

4.4.3 2018年6月、MRGIは以下のように述べた。

「クルド人はトルコで最大の民族的／言語学的少数派である。様々な情報筋が主張する推定値は人口の10～23%の範囲である。1965年の全国センサスによると、クルド語を母語又は第二言語として申告した人々は人口の約7.5%を占めた。しかし、(中略)この数字は当時としては過小包摂であった。現在、ほとんどの推定が示唆するところ、トルコの人口の15～20%がクルド人である。」

4.4.4 またMRGIは、「歴史的に (クルド人は) トルコの東部と南東部の地域に集中し、圧倒的多数を占めていたが、多数のクルド人がトルコ西部の都市部に移住してきた。」とも指摘した。2018年10月に公表した「国別情報」報告書の中で、オ

ーストラリア外務貿易省（DFAT：Department of Foreign Affairs and Trade）は、イスタンブールではクルド系住民がかなりの数に上ると指摘した。

4.4.5 2018年10月の報告書の中で、DFATはさらに次のように指摘した。「トルコの東部と南東部は歴史的に国内の他地域と比べ開発が遅れ、所得が少なく、貧困率が高く、産業が少なく、政府投資も少ない。クルド系住民は社会経済的に多様で、多くは非常に貧しく、特に農村部や南東部がそうである一方、中流階級のクルド人は都市の中心部、特にトルコ西部で増えている。」

4.4.6 DFATの報告書ではさらに以下のように指摘した。

「法律では一切、クルド人（又は他の少数民族）が他のトルコ国民と同じ形で公共部門又は民間部門に就職すること、公人としての生活に参加すること、又は政府の保健／教育サービスを利用することを禁じていない。しかし、クルド系市民が実際にそのように行動する能力は大幅に、個別の状況や地理的所在地に左右され、トルコ西部の住民は紛争の影響を受ける南東部の住民と比べると政府サービスをはるかに良好に利用できると予想される。」

4.4.7 HOのFFMが2019年6月にトルコに赴いていた間、外務省代表者曰く、クルド人は寄り合って暮らすことを好むが、そうするよう指示されたわけではない。彼らの指摘によると、クルド系住民はイスタンブールに多いが、クルド人はトルコ全土にまたがって暮らしている。

4.4.8 英国に所在するトルコ系組織のディレクターによると、「クルド人は特に都市周辺で暮らす傾向にあり、今後さらに増えると予想され、その背景には大都市における「夜警団」又は「夜鷹」として知られる武装民兵組織の存在がある。」

4.4.9 英国に所在するトルコ系団体のディレクターは、「約400万人のクルド人がイスタンブールで暮らし、アンカラより多い」と付け加えた。

4.4.10 或る労働組合連盟代表者はHO FFTに以下のように語った。

「（クルド人は）主にトルコの南東部と東部に居住している。主にクルド人が暮らすこれらの地域では、経済問題や社会問題が多発し、東部と南東部はイスタンブールなどトルコの西部や黒海（Black Sea）地域と比べ開発が遅れ、生活がより厳しい。」彼は1990年代の政府の慣行に言及し、それは「（中略）膨大な数の住民がアナトリア（Anatolia）中部や西部に移転する事態に繋がった。メルシン（Mersin）とアダナ（Adana）の2都市がクルド人居住区域からIDPを受け入れた。」

4.4.11 同じくHO FFMの派遣中、HDP（国民民主主義党）所属国会議員は南東部、即ちクルド系住民が多い都市に言及し、これらの都市では治安水準が非常に高く、彼は特に、シュルナク（Şırnak）地区内の都市の玄関口に設けられたバリアに言及した。

4.4.12 これらのテーマについて詳しくは、「雇用」及び「言語と教育」を参照のこと。

4.5 国籍

4.5.1 2018年10月の報告書の中で、オーストラリアDFATは次のように述べた。「憲法第10条では、（とりわけ）言語又は人種を問わず、全ての個人が差別を受けることなく平等であると規定している。第66条では、市民権の絆を通じてトルコ国家と運命を共にする誰もが「トルコ人」とであると規定しており、これは他の民族集団、特にクルド人を除外すると解釈されかねない。」

- 4.5.2 米国国務省人権報告書2018年版によると、「憲法では全ての国民について単一の国籍指定を与え、3つの非イスラム教徒少数派、即ちアルメニア人のキリスト教正教徒、ユダヤ人、及びギリシャ人のキリスト教正教徒を除き、国籍、人種又は民族で区別される少数派を明示的に認識してはいない。国籍又は民族で区別される他の少数派は、アッシリア人、ジャフリ人、ヤジディ教徒、アラブ人、ロマ民族、チェルケス人及びラズ族を含め、それぞれの言語的、宗教的及び文化的権利を十分に行使することを認められなかった。」

4.6 宗教

- 4.6.1 ジョシュア・プロジェクト (Joshua Project) というキリスト教団体の指摘によると、トルコではクルマンジー語を話すクルド人とトルコ語を話すクルド人双方の主要宗教がイスラム教である。
- 4.6.2 オーストラリアDFATの報告では宗教的信念に言及し、それによると、「ほとんどのクルド人はスンニ派イスラム教徒であるが、ほとんどのトルコ人が支持するハナフィ (Hanafi) 派ではなくシャフィ (Shafi'i) 派である。トルコの宗教関連当局はどちらの宗派も等しく有効であると捉え、シャフィ派の信者は宗教上の理由で差別を受けない。」

4.7 クルド人として特定される可能性

- 4.7.1 複数の情報筋が2019年6月にHO FFTに語ったところによると、人々はクルド人を肌の色が濃く、顔の毛が多いと考える傾向があり、また或る情報筋によると、この説明に該当する人々は警察によって制止され、身体検査と尋問を受ける可能性が高い。一方、他の情報筋が示唆するところ、トルコ人とクルド人の区別は難しい、又は非常に難しいが、時には区別できる場合もある。
- 4.7.2 クルド人女性を外観で認識できるかどうか尋ねられたグル (Gullu) 氏という人権弁護士がHO FFTに語ったところによると、「いいえ。イスタンブールではクルド人とトルコ人の女性を識別できません。」とのことであった。或る人権弁護士によると、「女性はトルコ人又はクルド人のいずれを問わず服装が同じですが、クルド人女性は東部では伝統的な衣服を着るので、より目立ちます。」
- 4.7.3 或る人権弁護士がHO FFTに語ったところによると、クルド人の名前は当局からすれば認識可能と予想され、それはアクセントの違いによる。英国に所在するトルコ系団体のディレクターは、クルド人は当人の名前、アクセント又は外観で認識できると考えていた。同ディレクターは、クルド人は話す言葉で認識できるとも指摘した。

クルド人女性について詳しくは、「女性」も参照のこと。

4.8 クルド人の政治観

- 4.8.1 オーストラリアDFATが2018年10月に公表した報告書によると、以下の通りである。

「クルド系住民の範囲内でもかなりの政治的分断が存在し、複数のアナリスト曰く、約半数がPKKの目標に賛同する一方、残りは保守的傾向にあり、PKKのイデオロギーや方法に対して懐疑的である。宗教面で保守的な多数のクルド人が過去の政権の世俗主義に反対し、そして複数のクルド系国会議員を抱えるAKPを支持

している。一部の非クルド系トルコ国民は依然、全てのクルド人をPKKと関連付けている。」

4.8.2 オーストラリアDFATの報告書ではさらに以下のように述べている。

「トルコ西部在住のクルド人は、南東部のクルド人ほど紛争関連の暴力に見舞われるリスクに直面するわけではない。政治活動に熱心ではないクルド人や、AKPを支持するクルド人は多くがトルコ社会に溶け込み、トルコ国民であると名乗り、普通に暮らしている。一方、複数の人権観測筋の報告によると、トルコ西部では一部のクルド人が、暴力的な応答の原因となることへの不安から、クルド語を話すことを含め、クルド人としての身元を明かしたくない。」

4.8.3 2019年1月のCRSの報告によると、「トルコ国内のクルド人の間でPKKが機関として傑出してきたものの、PKKに対する支持は保守派（特に公然たる宗教的保守派）のクルド人の間では変動してきた。過去数年間、一部のクルド人はトルコ国内のイスラム教徒寄りの政党や運動を支持し、これに与党AKPや、よりクルド系特有のフダ・パー（Huda-Par）（クルド系ヒズボラ（Hezbollah）として知られる武装集団の政治的一派）が含まれる。」

4.8.4 或る労働組合連盟代表者が2019年6月にHO FFTに語ったところによると、「政府にはAKPを支持する親政府派のクルド人がいる。クルド系の閣僚や公務員は、親政府派であれば差別されない。」

4.8.5 アメリカ進歩センター（Center for American Progress）という、独立系の無党派政策機構が2019年8月に報告したところによると、「2018年の5月と6月にメトロポール（Metropoll）が実施した全国規模のアメリカ進歩センター世論調査の結果、自ら身元を明かしたクルド人のうちエルドアン（Erdoğan）大統領を承認すると回答したのはわずか33%であった一方、56%が不承認であった。自ら身元を明かしたナショナリストのクルド人で見ると、承認はわずか2%であった一方、90%が不承認であった。さらに、2019年6月の世論調査の結果、解散総選挙になればAKPを支持するであろうと回答したクルド人はわずか24%であった。」

4.8.6 雇用の展望に関する政府に対するクルド人の忠誠心の影響については、「雇用」及び「公人としての生活におけるクルド人」を参照のこと。PKKについて詳しくは、「国別政策及び情報ノート」の「トルコ：PKK」を参照のこと。

セクション5最終更新日：2020年1月17日

5. 日常生活

5.1 クルド系言語

5.1.1 マンチェスター大学（University of Manchester）が以下の情報を提供した（日付不詳）。

「文芸的に言えばクルド語には2つの主要なバージョンがあり、これらは2つの主要な方言を基本とし、クルマンジ系クルド語はクルディスタンの北部（トルコ、アルメニア、シリア及びイラク北部）で話され、筆記はローマ字（ラテン文字）である。ソラニ系クルド語は南部と南東部（イラク中部とイラン）で話され、概して筆記は修正版のアラビア／ペルシャ文字であるが、ソラニ語でのインターネット通信や他の刊行物ではローマ字も使用することが多い。他の密接に関連する言語、最も顕著なところではザザキ語（トルコ東部で話される）やゴラニ語（イラク北東部で話される）は多くの場合、クルド系言語情勢の一部と見なされる。」

5.1.2 2018年6月付の報告書の中で、MRGIはさらに以下のように述べた。

「少数派言語を話す人々の名前の使用は近年まで禁止され、これはクルド人にとって特に不利益であった。2003年7月に法律が改正された結果、自分の子供に名前を付ける親の自由に対する制限が「国民文化に反すると見なされ」撤廃されたが、名前は「道徳的価値観に準じ」、公共に反しないものであるべきとする要件は維持された。2003年9月、法律に制限が加えられ、クルド語では一般的なq, w及びxの文字を含む名前を切り詰めるよう規定された。その結果、クルド人は依然、法律により、子供にこれらの文字を含む名前を与えることができずにいる。」

5.1.3 オーストラリアDFATが2018年10月に公表した報告書によると、「トルコ語が公用語であり、憲法では他の言語を教育機関における指導の主要言語としてはならないと規定している。他の言語は、クルドを含め、公立学校では1つの選択肢として教えてもよく、日常生活で一般的に使われている。」

5.1.4 米国国務省人権報告書2018年版によると、トルコでは一部の少数民族が、クルド人を含め、「(中略)それぞれの言語的、宗教的及び文化的権利を十分に行使することを認められなかった。」

5.1.5 外務省代表者がHO FFTに語ったところによると、クルド系言語はアナトリアやトルコ全土で聞こえる。HDP所属国会議員によると、「一部の都市ではクルド語を話すことができるが、他の一部の都市ではそうもいかず、例えばカイセリ(Kayseri)というアナトリア中部の都市では公の場でクルド語を自由に話すことができない。比較的大きな都市ではクルドを話すことができるが、それも状況次第である。」同国会議員によると、クルド語は全く公用語として使われおらず、例えば道路標識に使われていない。

5.1.6 司法制度内でのクルド系言語の使用については、「司法制度」を参照のこと。

5.2 教育と文化におけるクルド系言語

5.2.1 HO FFTは2019年6月にオンブズマンとも面会し、彼は自分もクルド人であると述べ、以下のように述べた。

「(中略)クルド系言語の使用禁止令は既に撤廃され、今では音楽の演奏、雑誌の刊行、(私立学校での)クルド語授業、ラジオやテレビの放送をクルド系言語で行うことができる。さておき、我が国の現大統領は首相に在任していた頃、過去に言語に関してクルド人に対する圧力が存在していたことを否定しなかったが、クルド人に対するこの標的化は既に終わった。大統領は、過去にクルド人にトルコ語を話すよう圧力が掛けられていたことを認めたが、これも今では終息している。そうした大きな措置が講じられ、例えば2日前、私は或る国営テレビ局の番組によるインタビューに参加するよう求められ、私自身、クルド語で話した。」

「大学に進学し、クルド語で教わることができる(中略)。過去に比べ、クルド系言語は認識されるようになった。例えば、今では刑務所でクルド語を話すことができ、裁判ではクルド語の通訳者を用意してもらうことができる。今や、民族性に基づく差別は違法/刑事処罰の対象である。」

「(中略)30年前と今を比較すると、大きく何歩も前進している。」

5.2.2 クルディスタンの平和(Peace in Kurdistan)の共同創設者であるエステラ・シュミット(Estella Schmid)はHO FFTに以下のように語った。

「クルド人のための教育は可能である。しかし、授業はトルコ語で行われることになるため、教育を達成するにはトルコ語を話し、トルコ語で生活することを学ばなければならない。これは南東部出身の、トルコ語を知らない又はクルド系言語を第一言語として使う労働者階級又は貧しいクルド人にとって争点となり、教育や雇用を得るといふ段になると即座に不利な立場に追いやられてしまう。何年にもわたりずっと続いてきたクルド系学校の閉鎖は、人々がクルド系言語を使うことを止めさせようとするトルコ政府の取り組みであり、そのせいでクルド人の伝統は継続がさらに難しくなる。」

5.2.3 或る労働組合連盟代表者がHO FFTに、エジティム・セン (Egitim Sen) というトルコ教育科学従事者組合が当局からの圧力により、母語での教育を提唱する条項を約款から強制的に撤廃させられたという事例を教えてくれた。

5.2.4 英国に所在するトルコ系団体のディレクターによると、「概して、通学の面ではクルド人にとって問題はなく、これは当局がクルド人をトルコ社会に同化させることに熱心であるからである。しかし、年齢を重ねるにつれ、教育の継続は政府に対する忠誠心に左右される可能性がある。」

5.2.5 米国国務省人権報告書2018年版によると、以下の通りである。

「法律では市民が日常生活で伝統的に使用する言語や方言で教育を行うために私立学校を開校することを、学校が法律に従い、国民教育省 (Ministry of National Education) による検査を受けることを条件として認めている。一部の大学は選択制のクルド系言語課程を用意し、2つの大学がクルド系言語学部を設けていたが、これらの学部では複数の講師が政令の下で解雇された数千人もの大学職員に該当したため、授業を担当する職員が不在になってしまった。法律では村や近隣地域に以前付けられていた非トルコ語の名称の復帰も認め、政党及び党員には言語を問わず政治運動を行ったり宣伝材料を使用したりする権利を与えているが、この権利は実際には保護されなかった。」

「法律では政府及び公共サービスにおけるトルコ語以外の言語の使用を制限している。(中略)」

「政府は公式に、私立学校や公開講演でのクルド語の使用を認めているが、クルド系言語での指導の許可を公立学校には適用しなかった。」

5.2.6 フリーダム・ハウス (Freedom House) の2019年2月の報告によると、「クルド系の語学学校や文化団体が多数、2015年以降、政府によって閉鎖されてきた。」

5.2.7 外務省代表者がHO FFTに語ったところによると、トルコ語が公用語であるが、クルド語を公の場で話すことはできないというのは真実ではなく、加えて、国営テレビ局のTRTは2004年から様々な方言での報道を行っており、民営のテレビチャンネルも同様である。

女子教育については「女性」も参照のこと。

5.3 教育に対する姿勢

5.3.1 HDP所属国会議員と労働組合連盟代表者はいずれも2019年6月にHO FFTと面会し、教育など公共サービスにおけるクルド人にとっての言語障壁という問題も指摘した。後者によると以下の通りである。

「現在に至ってもなお、クルド系住民には教育に関して深刻な問題がいくつか存在し、クルド系地域では資格を持つ優れた教員や学校が1つの問題であった。」

人々は西部と同じレベル又は質の教育を受けなかった。全般的な家父長制度の問題や都市化の問題も、西部の他地域と比べ深刻である。こうした状況を背景に、教育は南東部では他地域と比べ重要視されていないと言える。」（彼は後で次の指摘を付け加えた）「（我々は）クルド人がそう信じるという理由だけで教育がさほど重要でないとは思わない。その理由は、（我々の）観点から見て、クルド人の信念を形成する一定の構造的条件が存在することにある。家父長制度の問題は教育に対する親の姿勢に影響を及ぼす。相応に、親は子供、特に女子を学校に通わせなければならない。同様に、都市化プロセスもまた別の、教育に対する親の振る舞い／姿勢に影響を及ぼす要因である。例えば、親は都市中心部に引っ越しを余儀なくされ、いくつかの習慣を変えざるを得なくなる。親は都市部での新たな生活に適応しなければならない。農村部と異なり、彼ら（より多くの家族）はもっと働かねばならない。」

女子教育については「女性」も参照のこと。

5.4 雇用

5.4.1 オーストラリアDFATの2018年10月の報告書によると、以下の通りである。

「クルド人はトルコの公人としての生活のあらゆる側面に、政府、公務及び軍隊を含め、参加する一方、伝統的に上級職に占める割合は少ない。公共セクターで雇用された数名のクルド人の報告によると、彼らは自分の昇進展望に悪影響が及ぶという不安から、クルド人としての身元を明かしたくない。DFATの評価によると、クルド人は準国家レベルで公共セクターに就職する傾向が強く、クルド人が過半数を占める地域では特にそうである。」

5.4.2 HDP所属国会議員が2019年6月にHO FFTに語ったところによると、クルド語の名前を持つと就職先を見つけるのがより難しくなる可能性がある。しかし、外務省代表者によると、就職先を見つけるのが難しい場合も時にはあるが、これは皆に当てはまり、クルド系の出自の人々に限った話ではない。

5.4.3 或る労働組合連盟代表者がHO FFTと面会した際、以下のよう述べた。

「ILO（国際労働機関）条約第111条では、雇用において差別してはならないと規定している。雇用主を対象とする調査が実施され、雇用主は2枚の写真を提示され、1枚はアナトリア中部（西部／中部）出身者の、賢そうに見えない写真、もう1枚はトルコ東部出身の、見た目はクルド人のようで、かなり賢そうに見える写真であった。雇用主の80%が当人の出身地に基づいて好みの写真を選び、他の特徴は根拠にならなかった。この調査は昨年、学術関係者によって独立的に実施された。」

5.4.4 この代表者はさらに、連盟の会員のうち2016年のクーデター未遂後に解雇された人々はほとんどがクルド人であったが、「（中略）単にクルド人というだけで解雇されたわけではなく、政府に反対するクルド人公務員であったためである」と述べた。彼は以下のよう付け加えた。

「クルド人に限らず、政府に反対の立場の人々も、解雇される、又は就職を妨げられる。公共部門での現在の雇用プロセスは、面接と保安調査を受けることを要求し、そのため、クルド民族の人々の就職が不可能になってしまう。」

「例えば、貴方が公務員就職試験を受けると仮定して、最高得点を獲得してもクルド人であることを理由に職に就くことができず、得点が貴方の半分しかなかった誰かが親政府派で、クルド人でなければ職に就くことになる。保安調査が就職

の妨げとなり、例えば貴方はクルド人であるという理由で保安上のリスクになってしまいかねない。」

5.4.5 この労働組合連盟代表者はさらに以下のように述べた。

「民間部門（の雇用）でもクルド人に対するそうした抑圧が存在し、彼らはクルド人として身元を明かすことができず、クルド語を話すこともできない。法律ではこうした抑圧またはクルド語の使用を禁じているわけではないが、これが慣例になっている。例えば、或るクルド人の季節限定農業労働者が、クルド系言語の歌を歌おうとしたことを理由に襲撃され、リンチされた。襲撃はナショナリストの感情が強い地域で起こった。襲撃は地元住民によって行われ、これは社会的差別であり、誘因は政府の政策であった。この事件は昨年（2018年）起こった。」

5.4.6 ムラト・チェリカン（Murat Celikkan）という、ハフィザ・メルケジ（Hafiza Merkezi）のディレクターはHO FFTに対し、以下のように語った。

「クルド人は何らかの差別に直面し、例えばボスフォラス（Bosphorus）大学は英米語学校であり、トルコで最も優秀な大学の1つである。学生の一部はクルド人で、彼らが求人に応募する際、雇用主は当人の英会話能力に印象付けられるが、学生がトルコ語を話し、それがトルコ系の方言でないとクルド系の方言であることを理由に差別し、学生は就職できない。これは国家による差別というだけでなく、日常生活における差別でもある。（中略）」

「政府は様々な政府の職に就くこと、例えば国会議員又は検察官に関してもクルド人を差別する。弁護士になる、さらには閣僚又は高レベルのソーシャルワーカーになることができるが、それはクルド人としての身元を強調しない、又はクルド人であることを公言しない場合の話である。」

5.4.7 ピース・イン・クルディスタンの共同創設者であるエステラ・シュミットはFFTに対し、以下のように語った。

「貴方が中流階級のクルド人であるとする、クルド系の民族性をある程度隠すことができれば、「無難な」職に就き、教育を受けられる可能性が最も高い。しかし、ジャーナリスト又は学者など、「無難な」職に就くと、政治的に大いにトルコ政府寄りになり、クルド人の政策と歩調が合わなくなる。民間では、イスタンブールまたはアンカラで暮らす中流階級のクルド人がクルド人の大義を間接的に支持する場合があるが、これは公然と為されるわけではなく、何故なら将来、当人にとって阻害要因になるおそれがあるからである。」

5.4.8 HO FFTは、英国に所在するトルコ系団体のディレクターと面会し、このディレクターの考えは以下の通りであった。

「就職に関して差別は起こり得る。（中略）クルド人は主に建設業や他の重労働に従事する。農場で果物摘み作業員として働いたり、観光客向けリゾートで働く場合もある。クルド人が例えば裁判官又は検察官になるのは難しいと思われる。クルド人の教員もいるが、どちらかと言えば基本的な職務に就いている。事業を営むクルド人もいるが、政府に対する忠誠心が高いことを示さねばならない。民間部門はトルコでは小さく、概してクルド人を排除している。クルド人は裕福又は成功者と思なされると、国家から標的にされる可能性が高くなり、またクルド人が上級の立場に到達すると大抵、自分はトルコ人であり、政府に忠実であると発言するようになる。」

5.4.9 或る労働組合連盟代表者によると、「クルド人は十分に教育を受けておらず、そうした理由から、公務員や民間部門で最悪の職に就くことになり、これに関して

平等など存在せず、クルド人は我が国で経済的福祉をほとんど享受していないと言える。現在、より生活水準が低いシリア難民が約400万人いるが、こうなる前は就職に関して言えばクルド人が最も困窮していた。」

これらのテーマについて詳しくは、「公人としての生活におけるクルド人」, 「教育と文化におけるクルド系言語」, 「教育に対する姿勢」及び「クルド人の政治観」を参照のこと。

5.5 宿泊

- 5.5.1 HO FFTは、英国に所在するトルコ系団体のディレクターと面会し、このディレクターの考えによると、「宿泊先を見つけるのは難しいと考えられ、またクルド人家族がどこから来たのかについてトルコ人が尋ねると厄介な事態が生じる可能性がある。」一方、当人の指摘によると、約400万人のクルド人がイスタンブールで暮らしている。

クルド人の生活状況について詳しくは、「人口動態」を参照のこと。

5.6 医療

- 5.6.1 HO FFTは或る外務省代表者と面会し、同代表によると、クルド人はクルド系言語を話す医師による医療処置を常に受けることができるとは限らず、何故なら全ての医療従事者が国中を転勤して回るため、南東部に配属される誰もがクルド系言語を話すことができるわけではないからである。HDP所属国会議員は、クルド人は医療など公共サービスを必ずしも母語で利用できるとは限らないという点を認めた。

5.7 女性

- 5.7.1 英国に所在するトルコ系団体のディレクターは、クルド人に対する社会的差別が特にクルド人の女性や少女に影響を及ぼす可能性の有無についてHO FFTが尋ねた際、「女性は概してトルコ社会全体にわたり、男性より不利な扱いを受ける。」と述べた。

- 5.7.2 HO FFTはトルコ女性団体連盟（Federation of Womens' Associations of Turkey）のカナン・グル（Canan Gullu）会長とも面会し、同会長は以下のように述べた。

「クルド人女性は、家庭内での虐待を警察に通報するという点ではトルコ人女性と同じである。クルド人はトルコ全土にまたがって暮らし、暴力を通報する際はトルコ人女性と同じ問題に直面する。家父長制度の中での生活は、暴力への抵抗をさらに難しくする。」

「家庭内虐待ホットラインがテレビで発表され、女性がこのホットラインに相談するようになって以来、姿勢に変化が生じてきた。最近2年間にわたり、申し立ての登録件数も増えてきた。クルド人社会の家父長制度を背景に、叔父や父親など男性の近親者もヘルプラインに電話を掛け、娘又は女性の近親者が自宅で暴力を受けていると相談するようになってきた。」

- 5.7.3 教育水準が低い女性や少女でもヘルプラインに相談できるか否か尋ねられた際、グル氏は次のように回答した。「女性団体連盟はテレビに広告を出し、それを老若問わず誰でも見ることができる。高齢の女性でもヘルプラインに電話を掛け、これはクルド語やアラビア語でも応対可能で、将来、英語でも応対できるように

なる可能性もある。警察署や裁判所では、トルコ語を話さないクルド人の少女がいると、通訳者を依頼することができる。」

5.7.4 教育というテーマに関して、グル氏は以下のように述べた。

「クルド人女性とトルコ人女性の違いはない。しかし、クルド人の伝統的な生活様式構造が原因で、ほとんどの場合クルド人女性は教育機会を奪われ、その結果、一層暴力を受けがちになってしまう。（中略）クルド人女性は教育水準が比較的だが、これはクルド人だけの問題でなく、黒海地域や中部地域で暮らす少女や未成年結婚した少女を含め、全ての少女にとって問題である。」

「教育制度に関する法制が、4年+4年+4年の制度に細分化する方向で改正された。児童は6歳で学校に通い始め、10歳までが義務教育である。しかし、次の段階（10～14歳）に進む前に一部の児童は結婚すると予想される。一部の女性はこれを幸福に思い、享受する。しかし、これは厳密にクルド人だけの問題ではなく、トルコ全体にまたがる問題である。」

このテーマについて詳しくは、「教育と文化におけるクルド系言語」及び「教育に対する姿勢」を参照のこと。

5.7.5 見合い結婚について尋ねられた際、グル氏は次のように答えた。「未成年結婚はクルド系地域に限らず、トルコ全体の問題である。クルド系地域で複数の市長が解任され、「合法的」後見人が任命された際、以前はクルド系地域で女性に支援を提供していた避難所が閉鎖された。（中略）クルド系地域では、見合い結婚は一般的であるが、女性の教育が改善されるにつれ、頻度はますます低くなっている。

5.7.6 クルド人の女性又は少女は親の承認なく結婚できるか否か尋ねられた際、英国に所在するトルコ系団体のディレクターは次のように述べた。「今では家族の承認を求めるのはあまり一般的でなくなってきたが、クルド人社会において、より信心深いセクターでは逆に承認を求める傾向が強くなっている。」

女性について詳しくは「クルド人として認識される可能性」も参照のこと。女性にとっての状況について詳しくは、「国別政策及び情報ノート」の「トルコ：ジェンダーに基づく暴力に怯える女性」を参照のこと。

5.8 社会的差別

5.8.1 HO FFTは或る外務省代表者と面会し、同代表によると社会的差別はないとのことであった。

5.8.2 或る情報筋がHO FFTに語ったところによると、以前トルコ東部で暮らしたことがある人々は、教育、雇用及び宿泊に関して何らかの差別を経験する可能性があるが、宿泊に関する差別は大したことない。この情報筋によると、アンカラではクルド人が差別されている。クルド人は子供を私立学校に通わせる場合があり、これは受け入れてもらえる可能性が高いからである。同じ情報筋はさらに、クルド人に対する国家からの差別はなく、法律における直接の差別もないが、差別は社会的レベルで起こり得ると述べた。

5.8.3 或る労働組合連盟代表者は、「親政府色とナショナリスト色が強い小さい街にいると仮定すると、クルド人であることを理由に差別に直面する可能性がある。」と述べた。彼は、クルド人の搾取と抑圧によって社会が政府の方向性に追従していると感じていた。

5.8.4 HO FFTは或るHDP所属国会議員とも面会し、同議員はクルド人はトルコ国内で安全を感じていないと述べ、そしてトルコではナショナリズムが増大中であると付け加えた。

5.8.5 2019年10月、ドイチェ・ヴェレ（DW : Deutsche Welle）は以下のように報じた。

「トルコでは国がシリア北部でクルド系民兵組織に対する軍の攻撃準備を進めるにつれ、全国的な熱気が一触即発の状態にある。批判筋曰く、その心情の背景には国内でのクルド人差別の増大があるが、クルド人の多くはトルコ国民である。この問題に関する報道も増加しつつある。」

「エクレム・ヤスリ（Ekrem Yasli）は犠牲者の1人である。（2019年）10月15日、この74歳の男性はトルコ北西部沿岸のチャナッカレ（Canakkale）市内の病院に妻と一緒に向かっていたところ、別の男1人から襲撃され、報告によるとクルド語を話していたことが理由であった。（中略）犯人は起訴された後、無罪放免となり、おそらくその背景には反クルド人の動機を示す証拠の欠如があった。事件を棄却した現地の検察局は「この曖昧な主張を立証する具体的証拠がない」と述べた。

「ヤスリの弁護士、ネシブ・インシ・インセサギール（Necibe Inci Incesagir）はDWに対し、警察の報告書が全く公表されなかったため、捜査の結果何が判明したのか正確に知る機会を否定されたという事実を語った。彼女は依頼人が「結果として頭部に重傷を負った」としか言えなかった。ヤスリは容疑者が心理的に攪乱していたようであったとしか報告できず、容疑者が逮捕されていたかどうか知らなかった。」（中略）

「反クルド人の感情が高まっていると弁護士は述べ、これは特に、シリア北部での軍事作戦が背景にある。「襲撃件数は、分極化が増えたり、クルド人政治家が拘留されたり、クルド人であることを理由とする刑事罰が強化されると必ず増加する」と彼女は述べ、社会的分割の扇動ではなく、より融和的なレトリックにする必要があると付け加えた。」（中略）

「この最近起こった病院襲撃は、2018年12月に或る人種差別主義者が働いた憎悪犯罪を連想させる。43歳のクルド人、カディール・サクシ（Kadir Sakci）が黒海地域のサカリヤ（Sakarya）県で銃殺された。彼の16歳の息子は重傷を負った。2人はクルド語を話していたところ、襲撃された。」

「報告によると容疑者は「クルド人か、シリア人か」と尋ねた。彼らが「クルド人だ」と答えたところ、容疑者は発砲した。サクシは現場で死亡した。息子はまだ入院中である。この事件でも、サカリヤ県知事は人種差別を無視し、この事件には「民族的背景」はなかったと述べた。」

「トルコ人権協会（IHD : Turkish Human Rights Association）所属の弁護士、ヴェイシ・エスキ（Veysi Eski）はDWに対し、「捜査を再検討したところ、我々としては、検察官がこの事件を普通の殺人事件同様に扱おうとしたように見える」と語った。さらに彼は「検察官は、容疑者が最初に被害者がクルド人であるという背景を尋ねたことを考慮に入れなかったと見られる。我々は依然、裁判所の裁定を待っているところであるが、12月6日に下されると予想される。」と説明した。（CPITは執筆時点でこれに関する情報を得ることができなかった）」

「しかし、もっと深いレベルでは、弁護士曰く、国の説明は煙幕であり、即ち「被害者がシリア人又はクルド人のどちらであるかは問題でない。これは「その他」であったが故に（起こった）殺人事件であった。」エスキはトルコにおける差別的言語の広範囲に及ぶ増大を、こうした類の犯罪に手を貸すものと捉えてい

る。彼は「これらの殺人事件は秘匿されたままである。それは我が国の司法制度にとって不名誉なことである」と述べた。」

「トルコがシリア北部に侵攻し始めた直後、別の事件がトップ記事になった。シリ・トスン（Sirin Tosun）は集中治療室で治療を受けていたが、（2019年）10月13日に死亡し、死因は同じくサカリヤ県内のアダパザリ（Adapazari）で8月末に家族と一緒にヘーベルナツ集めに向かっていた途中に負った怪我であった。6人が彼を殴打して銃撃し、理由はクルド語を話していたことであったとされている。」

「権利団体（トルコ人権協会（IHD））の共同ディレクター、エレン・ケスキン（Eren Keskin）によると、トルコ社会全体にまたがる憎悪発言や人種差別は、こうした残虐な攻撃の温床をもたらす。彼女曰く、襲撃は増加しており、原因は国がそうした暴力の実行犯を一貫して訴追していないことにある。ケスキンによると、トルコのレジェップ・タイイップ・エルドアン大統領率いる与党公正発展党の下での社会的抑圧と、憎悪発言や暴力的攻撃の増加を切り離すことはできない。人権専門家がDWに語ったところによると、「クルド人は非常に頻繁に襲撃され、女性がそうした暴力の対象となり、ソーシャルメディア上でもかなりの憎悪が見受けられる。彼ら（実行犯）は国家がバックに付いていることを知っているからである。彼らは至って安全を感じ、自分の身に何も起こらないことを知っている。国による制裁措置がないからである。」

これらのテーマについて詳しくは、「教育と文化におけるクルド系言語」、「教育に対する姿勢」、「雇用」及び「宿泊」を参照のこと。

セクション6最終更新日：2020年1月17日

6. 国家によるクルド人の処遇

6.1 公人としての生活におけるクルド人

- 6.1.1 HO FFTは或る司法省代表者と面会し、彼によると、クルド人議員が国会に多数、与党にも野党にもおり、大審院にもクルド人裁判官が複数いる。
- 6.1.2 HO FFTはトルコのオンブズマンとも面会し、彼はクルド系の出自であるが、2年半にわたりオンブズマンを務めていると述べた。さらに、彼は国会議員を4期務め、また最近7年間はトルコ国内での人権状況に関する申し立てを統括する議会請願委員会（Petition Committee）の委員長も務めてきた。
- 6.1.3 女性団体連盟のカナン・ゲル会長がHO FFTに語ったところによると、「元内務大臣はクルド系の出身で、現司法大臣はクルド系の血筋である。トルコでは、市民の権利を享受するにはトルコ人でなくてもよいが、トルコに生まれ、トルコで暮らしていなければならない。クルド人であれば裁判官又は医師にはなれないとは全く言えない。クルド系出自の人々は何かに帰属することを妨げられるわけではない。」
- 6.1.4 或る労働組合連盟代表者がHO FFTに語ったところによると、「政府が抱えるクルド人は親政府派であり、AKP支持者である。クルド人の閣僚や公務員は、親政府派であれば差別されない。クルド人の民族性や主体性に共感すると、差別されることになる。」

これらのテーマについて詳しくは、「雇用」及び「クルド人の政治観」を参照のこと。

6.2 PKKとの融合

- 6.2.1 国際的なニュースや政策について報じる米国のニュース誌、フォーリンポリシー（Foreign Policy）は2019年10月、以下のように報じた。「トルコでは、トルコ政府と米国政府がテロリスト集団と捉えているPKKに対する支持が、長年にわたり、解雇又は収監の理由とされている。しかし、支持を構成する要素とは正確に何であるかという疑問は国家の裁量権の対象であり、路線は全く固定されない。むしろ、それは満ち引き盛衰を繰り返し、政府とクルド系分離主義者の間で続く対立の進展、或いは選挙サイクルによって決定付けられる。」
- 6.2.2 HO FFTはアムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）のアンドリュー・ガードナー（Andrew Gardner）と面会し、彼によると、「トルコ国家は自治国家支持派の人々、或いは反政府又はクルド人の権利を擁護していると思われる人々を、PKKの政治的影響力を受けていると見なし、これらの人々を刑事処罰している。トルコではテロリズムの定義が本来の定義を超越している。トルコはテロリズムを、暴力的方法ではなく政治的な狙い／範囲として定義している。例えば、クルド人の権利という争点に関して政府に反対意見を述べる者はPKK支持者とされる現在の文脈で異議を唱えられる、或いはクーデター未遂後の事件を批判する者はFETO支持派と見なされる。」
- 6.2.3 ガードナー氏はアムネスティ・インターナショナルの元議長とディレクターに対し、トルコはテロ関連犯罪で告発されてきたと指摘した。彼は「誰かをテロ行為で告発することは今や、政府を支持しない人々を攻撃する手段である」と示唆し、そして「法律や法制はまだ大きく変わっていないが、慣行は変わった」と考えた。彼はさらに、「クルド人問題との関連での政府批判を、テロリストのプロパガンダを理由に人々を告発する目的で使うことができる。継続的に政府を批判すると、テロリスト集団のためのプロパガンダだけでなく、テロリスト組織の一員でもあるという理由で告発される可能性がある。」と付け加えた。
- 6.2.4 或るHDP所属国会議員がHO FFTに語ったところによると、「テロリスト組織のためのプロパガンダを理由とする逮捕及び起訴の証拠として許容されるレベルは非常に低い。反政府と解釈されれば何でもよく、例えば私は子供をトルコで死なせたくない、又は私はトルコに平和が訪れることを望むといった発言でよい。7,000人が政治的理由による収監されているが、全員がHDPメンバーというわけではなく、クルド人の意見を支持した、共感した、或いは政治的意見を共にしたことがある人々である。」
- 6.2.5 HO FFTはハフィザ・メルケジのディレクター、ムラト・チェリカンと面会し、チェリカンの主張によると、「最近5～6年間、複数のソーシャルワーカーが大統領付きになっており、職務はソーシャルメディアに目を通すことである。同じく人々のアカウントを監視する、内務大臣から雇われた別のグループが存在する可能性も極めて高い。これらの人々が特定の言葉を拾い集め、人々を追跡することになる。」チェリカン氏はクーデター未遂以後、インターネットの自由も減ったと感じていた。
- 6.2.6 或る人権弁護士がHO FFTに語ったところによると、通信が警察によって監視され、「（中略）政府の庁舎又は部門に関係する何かを投稿すると逮捕される可能性がある。警察又は熱烈なAKP支持者がツイートを集めるであろう。チェム・ククック（Cem Kucuk）（或るジャーナリスト）はAKPを支持しない人々を標的にし、これらの人々は逮捕されることになる。これらの人々は「トロール」と呼ばれる。政府は、政府を批判するツイート又はハッシュタグの使用者を見つけるためにソーシャルメディアをチェックする数百人もの人々を有給で雇ってい

る。」

- 6.2.7 或る人権弁護士がHO FFTに示唆したところによると、警察は無作為チェックを行い、これには人々の電話機に表示されるソーシャルメディアの閲覧が含まれる。この情報筋はこれを「高度な制止／検索プロセスではない」と表現したが、「肌の色が濃い人々（トルコ東部出身者）の場合、警察はTwitter, Instagram, Facebookをチェックするであろう」と述べた。
- 6.2.8 HO FFTは英国に所在するトルコ系団体のディレクターと面会し、彼の主張によると、「政治的なツイートを送信した者は6か月前後の懲役に処せられる可能性があり、PKKとの繋がりを理由に告発される。当人はそうした扱いを受けることを十分に知らされなくてもよいのである。」
- 6.2.9 HO FFTは或るHDP所属国会議員と面会し、同議員は政府がHDP支持者をテロリストと見なし、クルド人をHDP支持者と見なしていると認知していた。英国に所在するトルコ系団体のディレクターも、政府は全てのクルド人をPKK支持者であると想定していると考えていた。一方、或るトルコ司法省代表者によると、PKK又は他のテロリスト組織の名で犯罪を働く者は、トルコ人、クルド人又はシリア人のいずれを問わず、訴追され、証拠があれば有罪判決を受けることになる。検察官は民族性ではなく活動に焦点を当てる。」
- 6.2.10 トルコ人権財団（HRFT：Human Rights Foundation of Turkey）のセブネム・フィナンシ（Sebnem Financi）がHO FFTに語ったところによると、「クルド系の村出身の牧師や普通のクルド人が、PKKを支持したという疑惑又はPKKに避難所や食料を提供したという理由で投獄されている。」
- 6.2.11 この人権弁護士がHO FFTに語ったところによると、「一部の伝統的的衣服をトルコ／イラク国境沿いで男性が着用しているが、国境から離れた場所で伝統的的衣服を着用してはならず、何故ならPKKの制服に非常によく似ているからである（これは当局が人々を逮捕する際の証拠としても使われている）。」
- 6.2.12 別の情報筋がHO FFTに語ったところによると、ロボスキ（Roboski）という村出身のクルド人34名がトルコ軍によってPKK職員と勘違いされて殺害された後、被害者に代わり裁きを求めていた親類の1人が逮捕されていた。この情報筋の考えによると、この家族は当局から標的にされており、目的は残りの家族に警告を与えることであった。彼によると、特によく知られた人物の場合は特に、他の人々への見せしめとして当局から標的にされる。

詳しくは、「クルド人として認識される可能性」及び「国別政策及び情報ノート」の「トルコ：PKK」と「トルコ：クルド系政党」を参照のこと。

6.3 政府及び他の権力者のアプローチ

- 6.3.1 フォーリン・ポリシー誌が2019年10月に公表した記事によると、以下の通りである。

「（2019年）8月、イマモグル（エクレム・イマモグル（Ekrem Imamoglu））、イスタンブール市長、共和人民党（CHP：Republican People's Party）党員）は地位を新たに確保し、トルコのクルド系地域を中心であるディヤルバクルを視察した。彼は或る殺害されたクルド人弁護士の墓を訪れた。彼は現地のお気に入り料理であるレバーの網焼きを食べるため、或るレストランに立ち寄った。そして自身と同様に選挙で選ばれたクルド人市長のうち2名と面会したが、彼らが過剰にPKKに近過ぎるという主張を巡って要求をはねつけたただけに終わった。」

「彼は「異なるルールを適用し、一部の有権者、政党、及び他党からの当選者を

分離するのは許容できない。これは危険な差別である。」と述べた。イマモグルは自身や他のCHP所属市長が或る日、同じ形でテロリストの烙印を押されかねないというリスクを感じているようである。例えば、(2019年)9月、トルコの内務大臣、スレイマン・ソイル(Suleyman Soyly)は、内務省がイマモグルとHDPの結び付きを綿密に監視していると警告した。ソイルは「自分の仕事をしろ。自分の仕事以外の事で忙しいのなら、潰してやる。」と述べた。」

6.4 集会の自由

6.4.1 2019年5月付の報告書の中で、欧州委員会は以下のように述べた。

「集会及び結社の自由の分野でさらなる後退が生じ、法制とその施行状況は欧州標準に沿っておらず、トルコ憲法にも従っていない。集会の自由に関して適用可能なECtHRの判例法を遅滞なく施行する必要がある、関連する国内法も相応に改正する必要がある。非常事態宣言に起因する法制の施行により、平和的集会を行う権利を制限する行政機関の権限が拡大された。(中略)イムレット(İmret)対トルコ訴訟(第2号)に関するECtHRの判決はクルド人問題に関連しており、テロ行為関連の犯罪活動、この訴訟で言えば公共デモへの参加を定義する曖昧な規定について、刑法第220条(7)項と第314条に基づいて合法的に修正するよう要求するものである。」(中略)

「多数の記念式典や会合が許可された一方、クルド人問題に関連する、又は反対派集団が企画するイベントやデモは治安を理由に禁じられた。」

6.4.2 アムネスティ・インターナショナルのアンドリュー・ガードナーがHOFFTに説明したところによると、会合や集会は事前に許可を得ていれば開催可能であるが、「第2911条、即ち集会及びデモに関する法律では不法な集会やデモを行った者の告発を認めている。この法律が日常的に、クルド人の権利に関するデモ、又はクルド人支持派によるデモに適用されている(中略)。」

クルド人にとっての集会の自由について詳しくは、「ネウロズ祝賀」を参照のこと。このテーマについて詳しくは、「国別政策及び情報ノート」の「トルコ：PKK」及び「トルコ：クルド系政党」も参照のこと。

6.5 ネウロズ祝賀

6.5.1 クルディッシュ・プロジェクト(Kurdish Project)という、西部のクルド人文化に対する意識高揚を目指すイニシアティブが、ネウロズの意味を以下のように説明した。

「ネウロズはペルシャの元日、即ち「ノウルズ」(Nowruz)を祝うクルド人の祝賀行事である。クルド人のネウロズは春分と一致し、春の始まりを祝う祭典である。ここ数年で、ネウロズは新たな始まりを表すようになったほか、クルド人の大義を支持する機会でもある。こうした理由から、ネウロズはクルド人の文化において最も重要な祭典と捉えられている。典型的に、この祝賀祭典は春分に至るまでの数日間行われる(中略)。」

6.5.2 外務省代表者によると、クルド人はネウロズを自由に祝うことができ、許可も要らない。

6.5.3 英国に所在するトルコ系団体のディレクターによると、「クルド人は2002年に初めて、ネウロズを祝うことを許可された。これらの祝賀は多数の人々を魅了し、そのため当局は脅威の一種と見なしている。一部の都市では祝賀が許可される

が、それでもなお警察が参加者に攻撃を加えると予想される。」

6.5.4 HDP所属国会議員は以下のように述べた。

「ネウロズは2016年に禁止されたが、今後は禁止されない。集会とデモに関する法律の下では、地元知事に許可を申請する必要がある。ネウロズは3月21日に開催され、事前に申請して許可を得てから祝賀を開催する必要があり、祝賀は3月21日にしか行うことができないが、それは概して受け入れられている。ネウロズ祝賀を閉鎖空間で行うことはできず、この祝賀には火が含まれ、これには歴史的及び社会的な意義があるためで、またこれを祝う権利は政府当局者の裁量権に委ねられる。」

6.5.5 フリーダム・ハウスの2019年2月の報告によると、「PKKとの対立は、保安上の理由によるクルド人の祭典の禁止を含め、クルド人に対する差別的措置の正当化に用いられてきた（中略）。」2019年3月、アララビイ（Alaraby）（ロンドンに本部を構える汎アラブ系報道機関）は次のように述べた。「トルコでのクルド人によるネウロズ祝賀は非常に論争が起きやすく、それはトルコ政府がこの祭典を分離主義的ナショナリズムの顕在化と捉えることが多いからである。トルコは時々、様々な都市で祝賀を禁じ、例えば2016年にはイスタンブールとアンカラで禁止され、（2018年には）全国的にネウロズ祭典で数十人が逮捕された。」同じく2019年3月、アフヴァル（Ahval, 独立系のオンラインニュースサイト）は以下のように報じた。

「トルコ当局は南東部での祝賀を許可したが、集会をフォローすべく大量の警察官が動員された。この年に一度のクルド人の祝賀は、約1,500万人のクルド人が暮らすトルコでは非常に論争が起きやすい問題である。」

「アンカラはこの祭典を分離主義的ナショナリズムの顕在化と見なし、厳しい統制を維持し、多くの場合、イスタンブールやアンカラなど大都市ではイベントが禁止される。」

「この祭典はほとんどがイラク、トルコ及びシリアで暮らすクルド人の大多数にとって、クルド人としての主体性という意味で重要な位置付けにある。トルコで長く論争が続くクルド人問題と併せて、ネウロズ祝賀の復活は激しさを増し、より政治化してきた。」

このテーマについて詳しくは、「集会の自由」を参照のこと。

6.6 ジャーナリスト及び出版

6.6.1 米国国務省人権報告書2018年版によると、「政府は（中略）クルド系言語の報道機関に勤務する人々を、以前の仕事に関係なく、PKKと繋がりがあるという疑惑を理由に「テロリスト」として特徴付けた。それ故、収監されたクルド系報道機関職員に関する情報やこれらの職員へのアクセスが制限された。」

6.6.2 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）の2019年の報告によると、「トルコ国内のクルド系メディアに勤務するジャーナリストは相変わらず、繰り返し逮捕されたり投獄されたりし、トルコ南東部からの重要な報道が邪魔されている。」

「親クルド系の新聞、フリー・デモクラシー（Özgürlükçü Demokrasi）に対する（2018年）警察の強制捜索の後、同紙の記者や他の労働者が拘留され、印刷物や資産が国に押収された。同紙は7月に政令によって閉鎖され、現在、印刷作業員21名と記者14名が別々の裁判で訴追されているところである。本書執筆時点で合

計13名の印刷作業者と記者が裁判前拘留中であった。」

6.6.3 米国国務省人権報告書2018年版は以下のように続いた。

「民営のクルド系言語の新聞、テレビチャンネル、及びラジオ局はほぼ全て、政令の下で国家安全保障上の理由により閉鎖されたままであったが、クルド系言語のラジオ／テレビ局、アメッド（Amed）ラジオ・テレビジョンが（2018年）7月、非常事態宣言の終了後に開局した。」

（中略）

「（2018年）7月12日、ディヤルバクル警察はジンニュース（JinNews）というクルド系出版業者の事務所を強制捜索し、この新たな組織のコンピューターを押収した。（2018年）6月28日、イスタンブール警察もセンディカ（Sendika.org）というニュースウェブサイトの事務所を強制捜索し、これは「我々は独裁政治を止めることができる」と題したコラムの中で「テロリストのプロパガンダ」を促進したという罪状で（2018年）5月28日に短期拘留されたアリ・エルジン・デミールハン（Ali Ergin Demirhan）編集長に対する捜査の一環であった。」

（中略）

「親クルド系報道機関に現在所属する、又は以前所属していたジャーナリストは、投獄を含め、政府からの多大な圧力に直面した。政府は日常的に、クルド系言語の報道機関との何らかの関連性（ボランティア作業を含む）を理由として、国際的報道機関に勤務するトルコ国民への報道認定を否認した。」

6.6.4 オーストラリアDFATの2018年10月の報告によると、「当局はクルド系報道機関に現在所属する、又は以前所属していた複数のジャーナリストを、PKKとの結び付きの疑惑又は「テロリストのプロパガンダの拡散」を理由に訴追又は拘留してきた。多数のクルド人ジャーナリストが、南東部で勤務する者を含め、国家当局から脅迫、身体的暴力、及び犯罪捜査を受けたと報告した。」

6.6.5 米国国務省人権報告書2018年版ではさらに以下のように述べている。

「TPA（トルコ出版協会（Turkish Publisher's Association））の報告によると、出版業者は自己検閲を実行することが多く、それは法的措置を招く可能性のある賛否両論の内容（政府批判、猥褻な内容、又は親クルド系の内容など）を伴う作業を避けるためである。TPAの報告によると、出版業者は攻撃的な内容の是正を裁判所が命じた判決の遵守を怠ると、出版禁止や重い罰金に直面した。出版業者は書籍宣伝規制の対象にもなった。一部の事例では、検察官が一部のクルド系言語、親クルド系、またはギュレン運動（Gülenist）関連の書籍の所持を、テロ組織への所属を示す信用できる証拠と見なした。他の事例では、不愉快な内容を理由に当局が書籍を直接禁止した。例えば（2018年）5月、裁判所は、テロ対策に言及してトルコ語で書かれたクルド系書籍を少なくとも9点、禁止した。アヴェスタ（Avesta）というクルド系出版社によると、これらの書籍にはクルド人指導者ムスタファ・バルザーニ（Mustafa Barzani）の伝記やヤジディ教の書籍が含まれていた。10月、警察は1880年のシェイク・ウベイドゥラー（Sheikh Ubeydullah）とクルド人の反乱に関するアヴェスタ社の書籍をバットマン（Batman）書籍見本市の会場で押収し、同社の職員を拘留した。」

トルコ国内のメディアについて詳しくは、「国別背景ノート：トルコ」を参照のこと。

6.7 市民社会と文化的権利

- 6.7.1 2018年10月付の報告書におけるオーストラリアDFATの指摘によると、「2018年6月にディヤルバクル市内の複数の人権擁護者が報告したところによると、当時、民間又は公立のクルド系指向組織は南東部に残っておらず、当局が劇場、幼稚園及び語学学校を既に閉鎖していた。」
- 6.7.2 米国国務省人権報告書2018年版によると、「数百ものクルド系市民社会組織（中略）が2016年と2017年に政令によって閉鎖され、クーデター未遂後もまだ閉鎖されたままであった。」
- 6.7.3 2019年5月付の欧州委員会の報告書の中で、欧州委員会は次のように述べた。
「特定の制限がクルド系の言語や文献に対して存在し、クルド人の学者や講師の解雇に関する報告が複数寄せられ、一部はテロ行為関連の捜査に直面し、クルド系言語関連のNGOや機関が閉鎖され、クルド系メディアに圧力が掛けられ、クルド語の書籍が禁止された。南東部では、クルド人の著名人を記した複数の記念碑のほか、イベントや二か国語での街路標識が、任命された受託者や当局によって排除された。」

6.8 政府による人権侵害

- 6.8.1 2018年10月のDFAT国別情報報告書の指摘によると、「複数の人権観測筋の報告によると、政府とPKKの双方が、民間人の生活を保護するために講じてきた措置は不十分であった。」
- 6.8.2 米国国務省人権報告書2018年版によると、「政府が南東部でのテロリストPKK組織に対する戦闘との関連で複数の民間人の死亡に寄与したという、信用できる申し立てが複数あったが、以前の数年間と比べると際立ってレベルが低下していた。」
- 6.8.3 同報告書によると、2018年の最初の11か月間で政府とPKK間の衝突において33人の民間人が殺害され、加えて「複数の人権団体によると、政府が南東部でのPKKとの戦闘において民間人の命を守るために講じた措置は不十分であった。」加えて、同報告書によると、「政府は対PKK治安作戦と結び付く誤った、又は不慮の民間人死亡について、要員を捜査又は訴追するという努力に関する情報を公表しなかった。」
- 6.8.4 国連人権高等弁務官事務所（OHCHR：Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights）は2017年2月付で、2015年7月から2016年12月の期間におけるトルコ南東部の治安状況、特に政府活動に関連する状況に関する報告書を公表し、この報告書によると以下の通りである。
「（OHCHR）は過剰な武力行使、殺害、強制失踪、拷問、家屋や文化遺産の破壊、憎悪の扇動、緊急医療、食糧、水及び生計手段へのアクセスの妨害、女性に対する暴力、及び意見と表現の自由に対する権利の厳しい制限のほか、政治的参加といった多数の事例を文書化した。報告によると、最も深刻な人権侵害は外出禁止令の期間中に発生し、当時、居住区域全体が封鎖され、一度に数日間も移動が終日制限された。」
- 6.8.5 2018年10月付の報告書の中でDFATは次のように述べた。「複数の国際及び国内の観測筋の報告によると、南東部での政府とPKKの間での紛争再発と、2016年7月のクーデター未遂の双方に対する政府の対応が、クルド人の権利と自由に著しい影響を及ぼしてきた。特に、2015年以降の治安作戦の結果、南東部の地元住民が著しい困窮に見舞われた。」

6.8.6 「世界における自由 2019年版」という報告書の中で、フリーダム・ハウスは次のように述べた。「PKKとの紛争はクルド人に対する差別的措置の正当化に利用されており、例として保安上の理由によるクルド人の祭典の禁止や、クルド系の言語や文化を促進するためのクルド系地方当局者の取り組みの破棄などが挙げられる。多数のクルド系の語学学校や文化的組織が2015年以降、政府によって閉鎖させられてきた。」

6.8.7 米国国務省人権報告書2018年版ではさらに、以下のように南東部での政府による財産没収も指摘した。

「政府とPKKの戦闘に起因する広範な損害は、2016年に当局が南東部での紛争後の再建の円滑化を目的に特定の複数地区で一定の財産を没収するという事態に繋がった。これらの区域の多くが依然、再建を背景に、(2018年の)年末時点で住民が近寄れない状態のままであった。ディヤルバクルのスル(Sur)地区では、政府が自ら掲げた「紛争後の再建」という目標のために財産を没収し、どの財産も返還又は補修完了しておらず、これらの財産には歴史的な古代のディヤルバクル県スル地区、クルスル(Kursunlu)モスク、ハシルリ(Hasirli)モスク、スルプ・ギラゴス(Surp Giragos)アルメニア教会、マル・ペチュン・シャルディーン(Mar Petyun Chaldean)教会、シリアック(Syriac)プロテスタント教会、及びアルメニア系カトリック教会が含まれる。影響を受けた一部の住民が、没収された土地に残留し補償を受ける許可を求める異議申し立てを裁判所に届け出たが、これらの事件の多くは(2018年)年末時点で依然、係争中であった。一部の訴訟では、裁判所が、虐げられた住民に補償を与える旨の判決を下したが、住民は不十分であると不満を訴えた。このように付与された補償の総数は、(2018年)年末時点で不明であった。

「政府の行為やひどい治安状況により、ジャーナリストや国際的観測筋による被災区域へのアクセスが制限され、その結果、これらの都市紛争の余波のモニタリングと評価が困難になった。」

外出禁止令及び政府とPKKの衝突の結果生じた国内避難民については、「国別政策及び情報ノート」の「トルコ：PKK」を参照のこと。

6.9 国内避難民 (IDP)

6.9.1 米国国務省人権報告書2018年版によると、以下の通りである。

「2015年に南東部での政府とPKK間の紛争が再発した結果、数十万人ものIDPが生じた。一部の事例ではこれらの強制退去者が、1984年から2000年代初期にかけての治安部隊とPKKの間での紛争から残っていたIDPに加わった。(2018年)年中の都市部での衝突の減少や政府の再建努力により、一部のIDPは帰宅できるようになった。(2018年)年末時点で、総数は依然不明のままであった。」

「法律ではテロ行為に起因する物損被害を受けた人々が、PKKによる行為又はテロ行為に応答した治安部隊による行為に起因するものを含め、政府の損害判定委員会に補償を申請することを認めている。政府の報告によると、2004年から(2018年)6月にかけて、政府は10億リラ(1億9,000万ドル)を超える補償を、シュルナク県内での過去のPKKによるテロ行為に起因する強制退去の被害者70,000人余りに支給した。」

6.9.2 DFATの2018年10月の報告によると、以下の通りである。

「紛争は著しい国内避難民を生じ、2015年7月から2017年7月にかけて、約

100,000人が自宅を失い、最大400,000人が報告によると近隣の郊外、町又は村へ、或いはトルコ国内の他地域へ引っ越した。24時間外出禁止令が発令された区域では、多数の人々が強制退去させられ、紛争が沈静化するまで帰宅できなくなった。多くの人々が依然、帰宅できない状況にある。紛争で破壊された家屋の所有者の報告によると、財産が「テロリスト活動」によって破壊されたという申告書に署名する際は金銭的補償が条件である。多数の人々の報告によると、提示された金銭的補償額は、代わりの住まいを見つけるには不十分であった。」

6.9.3 「世界における自由 2019年版」という報告書の中で、フリーダム・ハウスは次のように述べた。「PKKとの紛争の結果、数十万人もの人々が強制移転させられ、また政府が一部の区域から住民を追い出す目的で外出禁止令や公益サービス切断を利用しているという証拠も存在する。」

6.9.4 2019年5月付の報告書における欧州委員会の指摘によると、「多少は再建されたものの、補償を受けた国内避難民はごくわずかである。平和で持続可能な解決策の達成に向けた信用できる政治的プロセスの再開について、目に見える進展は全くなかった。」

このテーマについて詳しくは、「外出禁止令」を参照のこと。PKKについて詳しくは、「国別政策及び情報ノート」の「トルコ：クルディスタン労働者党（PKK）」を参照のこと。

6.10 外出禁止令

6.10.1 アル-アウサット（Al-Awsat）というアラビア語新聞の2019年7月の報道によると、以下の通りである。

「トルコ当局は南東部のビトリス（Bitlis）地域内のタットヴァン（Tatvan）の16の村で、禁止されたクルディスタン労働者党（PKK）に対する作戦を実行すべく、1日限りの外出禁止令を課した。外出禁止令は、トルコ当局とクルド人との和平交渉が崩壊した後の過去4年間、クルド人が支配的な南東部で様々な機会に課せられてきた。トルコ陸軍は絶えず、北部と東部のヴァン（Van）、シュルナク、マルディン（Mardin）、ハッカリ（Hakkari）、ディヤルバクル、バットマン及びビンゴル（Bingol）といった県で作戦を実行している。」

「（2019年）7月初旬、当局は南東部のハッカリ県内の5地域に完全外出禁止令を課した。声明文の中で、ハッカリ県知事のイドリス・アクビイック（Idris Akbiyik）は外出禁止令を正当化し、「テロリスト分離主義者組織や他の集団による、経済的及び社会的発展に悪影響を及ぼした行為」の犠牲者に国家がなりつつある、と述べた。」（中略）

「2018年のトルコ人の権利に関する或る報告書によると、ディヤルバクルが最も多い190回の外出禁止令を受け、続いてマルディンが53回、ハッカリが23回、シュルナクが13回であった。」

6.10.2 アフヴァル・ニュースという、トルコ情勢を報じる独立系のニュースソースが2019年3月に公表した記事によると、以下の通りである。

「トルコ当局は、クルド人が支配的な南東部のディヤルバクル県のディクル（Dicle）地区の都市を中心に、（2019年）3月31日の地方選挙に先立って8つの村で軍事的な外出禁止令を宣言したという声明文を、金曜日にディヤルバクル県知事が公表した。」

「発表によると、ディクル地区内の8つの村とそれぞれの村落は軍事作戦を理由

とする外出禁止令の下で支配されることになる。声明文によると、「外出禁止令は民間人の犠牲者を防ぐため、及び市民の生活と財産の安全のため、2度目の命令があるまで有効となる。」とのことであった。」

(中略)

「トルコ当局はクルド系住民が大半を占める南東部の県で、トルコで長く続いたクルド人問題に関する和平プロセスが失敗に終わった後、2015年8月から軍事的外出禁止令を強化してきた。」

「トルコ人権財団 (TIHV) からのデータによると、2015年8月16日以降、トルコの11県と51地区で少なくとも351回、外出禁止令が宣言されてきた。ここ3年半、TIHVのデータによると、ディヤルバクルの住民が204回も外出禁止令に直面してきた。」

6.10.3 米国国務省人権報告書2018年版によると、以下の通りである。

「政府は東部と南部の様々な区域でPKKとその関係先に対する治安作戦を続行した。当局は一部の都市部や農村部において、期間が異なる外出禁止令を発令し、また一部の区域では対PKK作戦を推進すべく「特別治安ゾーン」も政令で定め、訪問者のアクセスや、場合によっては居住者のアクセスも制限した。これらの区域の住民の報告によると、彼らは時々、対PKK治安作戦の開始前に自宅を離れる時間をほとんど取れないこともあった。自宅に留まった人々は、範囲と期間が異なる外出禁止令に直面した結果、時々、移動を制限され、生活状況が複雑化した。」

6.10.4 2018年10月の報告書の中で、DFATは以下のように述べた。

「2016年に紛争がピークに達した頃、国の治安部隊は11県の47地区で厳格に執行される外出禁止令（一部の場所での24時間外出禁止令を含む）と移動制限を導入し、その多くが依然続いている。2018年2月、政府は新たな一連の外出禁止令をディヤルバクル県の複数の村や町に課すと発表した。これらは技術的には一時的な措置である一方、頻繁に更新される。」

6.10.5 米国国務省人権報告書2018年版ではさらに次のように述べた。「移動の自由は依然、東部と南東部の各地において問題で、PKKの活動が続いた結果、当局が道路を封鎖し、検問所を設け、時には一時的に移動を制限する事態に繋がった。政府は特別治安ゾーンを制度化して民間人のアクセスを制限し、そしてPKKのテロリストによる攻撃又は活動へに対応として複数の県の随所で外出禁止令を発令した。」

6.10.6 国際人権観測所 (IHOR : International Observatory of Human Rights) の2019年2月の報告によると、「クルド人が支配的なトルコの諸都市は (2018年時点で) 継続的な外出禁止令下に置かれていた。これらの都市の市長は、一般市民の間での動揺を感じたら常に、あらゆる種類の抗議活動又は公共イベントの禁止を宣言した。過去3年間で、ディヤルバクル市は単独で332回の外出禁止令を課した。」

PKKについて詳しくは、「国別政策及び情報ノート」の「トルコ：クルディスタン労働者党 (PKK)」を参照のこと。

6.11 テロ対策との関連で拘留された人々の数

6.11.1 司法省代表者はHO FFTと面会した際、当時250,000人がトルコ国内の刑務所におり、うち42,000人はダーイッシュ (Daesh) , PKK及びギュレンなどテロリスト

とされる集団と繋がっていると述べた。

- 6.11.2 或るHDP所属国会議員によると、「7,000人が政治的理由で刑務所にいるが、全員がHDP黨員というわけではない。彼らはクルド人の意見を支持、共感、又は政治的に同調してきた人々である。」
- 6.11.3 HO FFTと面会した際、アムネスティ・インターナショナルのアンドリュー・ガードナーは、数万人もの人々が2015年からテロ関連犯罪の捜査対象とされてきたというデータを示し、トルコ人とクルド人の和平プロセスが2015年に破綻した頃、「テロリストのプロパガンダを理由に逮捕及び起訴された人々が急増した」と説明した。
- 6.11.4 ハフィザ・メルケジのディレクター、ムラト・チェリカンによると、「昨年（2018年）、500,000人がテロリスト組織のメンバーであるという理由で捜査された。テロ防止法の下では、テロリスト組織のメンバー／支持者であると想定する、又は疑うのは簡単である。」
- 6.11.5 米国国務省人権報告書2018年版によると、以下の通りである。

「年間を通じ、裁判所は「平和のための学者」として知られる学者28名について、南東部でのクルド人に対する国家による暴力を糾弾し、平和を要求した2016年の請願の1,100人を超える署名者に当人が加わった後、「テロリストのプロパガンダ」を理由に判決を言い渡した。彼らを対象に、イスタンブールの或る裁判所が著名な医師と、トルコ人権財団の女性議長、セブネン・フィナンシ（Sebnen Financi）に対して（2018年）12月19日、「テロリストのプロパガンダの拡散」を理由に2年8か月の懲役刑を言い渡した。」

このテーマについて詳しくは、「国別政策及び情報ノート」の「トルコ：クルディスタン労働者党（PKK）」及び「トルコ：クルド系政党」を参照のこと。

6.12 拘留中の処遇

- 6.12.1 国際人権観測所（IOHR）の2019年2月の報告によると、「刑務所では、一定の書籍が（中略）禁止された。クルド人受刑者は、クルド人の歴史や文化に関する書籍を与えられなかった。セラハッティン・デミルタス（Selahattin Demirtas）のベストセラー書籍、セヘル（Seher）はほとんどの刑務所で禁止された。受刑者が、禁止されていない既刊のクルド語の書籍を依頼すると、刑務所当局は書籍の内容を検査できるよう翻訳する費用を支払うよう要求した。」
- 6.12.2 世界拷問防止機関（OMCT：World Organisation Against Torture）が2019年6月に与党AKP黨員宛に出した公開書簡での報告によると、以下の通りである。

「2019年5月の18日から21日にかけて、少なくとも51人が、児童3人を含め、ウルファ（Urfa）県のハルフェティ（Halfeti）で治安部隊とPKKの間で起こった武力衝突（警察官1名とPKKメンバーとされる2名が殺害された）後の警察による強制捜索中に拘留された。他に警察官2名が負傷した。」

「インターネット上で画像が回覧され、また目撃者の証言から、逮捕中に被拘留者が床に押し付けられ、背中で手錠を掛けられ、数時間にわたりストレスが掛かる姿勢で地面に置かれた様子が分かる。申し立てによると複数の警察官が蹴り、パンチを加え、武器で臀部を殴打した。報告によると、殴打はウルファ保安局のテロ防止部でも続き、被拘留者は尋問のため連行された。被拘留者の一部が弁護士に語ったところによると、警察が脅迫や目隠しを行い、身体や性器に電気ショックを加えた。」

「さらに報告によると、被拘留者は警察官が立ち会うことなく医師の診察を受けることを許可されず、また逮捕から24時間経っても法律相談の利用を否認された。最終的に弁護士との接見を許可されても、面会がビデオカメラで監視された。被拘留者の一部の代理を務めた弁護士の報告によると、被拘留者の多くは目に見える身体、脚及び顔面の負傷、切傷及び打撲を示したが、さらにひどい拷問を受けるという恐怖心から、告白を恐れた。」

- 6.12.3 HO FFTと面会した際、トルコ国家人権平等機関（NHREIT）のスレイマン・アルスラン（Suleyman Arslan）は「同じ民族に属する人々が刑務所の同じ棟に収容されるようなことはない」と述べた。或る情報筋がHO FFTに語ったところによると、トルコ西部では刑務官がクルド人受刑者をアクセントや言語を通じて認識し、当人がテロ行為で起訴されると予想されることを知ることになる。複数の情報筋が示唆するところ、クルド人は拘留中、トルコ人より悪い扱いを受ける。人権協会の或る役員は、クルド人は刑務所で拷問されるであろうと考えていた。
- 6.12.4 警察での拘留中の拷問に言及しつつ、人権協会の役員は「何よりも、それは県又は地域、そして当人の拘留理由次第である（中略）」と述べた。彼らはいくつかの特異的な状況の例も示してくれた（「内務省発トルコ事実認定ミッション報告書」（2019年6月）（2019年6月21日のトルコ人権協会との会合記録）を参照のこと）。アムネスティ・インターナショナルのアンドリュー・ガードナーは、拷問が全ての刑務所で、又はすべての受刑者に対して行われるわけではないと認めた。ガードナー氏は、如何に「トルコでの虐待や体系的拷問が複雑であるか」も説明してくれた。
- 6.12.5 しかし、複数の情報筋がFFTに語ったところによると、拷問は警察での交流の初期段階で発生し、刑務所では発生しない。2つの情報筋は、拷問が全ての刑務所で、又はすべての受刑者に対して行われるわけではないという点に賛成であった。或る人権弁護士によると、刑務所の状態は欧州の大部分と比べると良好である。
- 6.12.6 或る情報筋がHO FFTに語ったところによると、病気の人々は必ずしも刑務所内で適切な処置を受けるわけではなく、例えば2015年の戦闘後に負傷した人々がそうである。最近起こったクルド人のハンガーストライキの間、医療体制が不十分であった。
- 6.12.7 2019年12月2日、デュヴァル・イングリッシュ（Duvar English）というトルコ語ニュースソースが次のように述べた。「HDPの元議長、セラハッティン・デミルタスが（2019年）12月2日、病院に運び込まれたが、その時点で、胸部の緊張と呼吸不能が原因で意識を失ってから1週間近く経過していた。」（中略）

「同じく12月2日にもっと早く、アイグル（Aygül）・デミルタス（セラハッティン・デミルタスの姉又は妹）がソーシャルメディア上で、元HDP指導者は11月26日に意識を失っていたにもかかわらず、まだ病院に搬送されていないと発表した。」

「アイグル・デミルタスがこの情報をツイートしてからほんの数時間後、デミルタスが現在滞在中の西部エディルネ（Edirne）県の主任検察官が、11月26日に行われた初期テストの結果、「何ら健康問題の兆候はなかった」と述べた。

「同検察官によると、詳細なテストを実施するため病院に予約があり、デミルタスは12月2日に病院に搬送されていた。エディルネ県主任検察官局によると、「エディルネ県F型刑務所に収監中のセラハッティン・デミルタスが11月26日に同刑務所の管理者に気分が悪いと通知した後、112番の緊急医療／救急車要請ホ

ットラインに連絡が行き、彼の初期検査を到着した医師が行い、必要な診察が行われた。」

「同検察官局は、「健康問題は全く見つからなかったものの、必要な予約は為され、彼（デミルタス）は本日、トラキア（Trakya）大学医学部付属病院に、より詳細なテストを行うため搬送された。」と述べた。」

拘留状況、医療、拘留施設のモニタリング、申し立て及び矯正の場について詳しくは、「国別政策及び情報ノート」の「トルコ：PKK」及び「トルコ：クルド系政党」を参照のこと。

6.13 拘留からの解放条件

6.13.1 HO FFTと会談した際、英国に所在するトルコ系団体のディレクターは次のように述べた。「サブリ・オク（Sabri Ok）はPKKへの関与を疑われたクルド人受刑者の一例である。刑務所からの釈放条件として、彼は強制的にトルコ軍に入隊させられ、これは彼に屈辱を与え、他の人々に警告を送るための方策であった。」

6.13.2 アムネスティ・インターナショナルのアンドリュー・ガードナーがHO FFTに語ったところによると、「逮捕及び拘留後に、警察への情報提供者となることを条件に釈放された人々に関する報告が多数ある。」人権協会の或る役員が、このテーマに関する同協会の報告を指摘した。彼らが示唆したところによると、クルド人の大学生やジャーナリストが、強制的に情報提供者となる主なターゲットである。この情報筋によると、「彼らは、政府に反対し、故に国家にとって「危険」と見なされる、例えば左翼やクルド人など、あらゆる人々をスパイするよう要求された。」英国に所在するトルコ系団体のディレクターは、当局がクルド人を、特に家族が政治に関わっている場合、情報提供者として採用しようと試みているとも考えていた。

6.13.3 司法省代表者がFFTに語ったところによると、或る人物が拘留からの解放後に監視されることはないが、当人に対して合理的な疑惑がある場合は別で、その場合、警察官が法の支配に沿って監視又は捜査することになる。一定の条件に基づいて仮釈放される場合もあるが、さらなる犯罪を働くと、残りの期間、服役しなければならない。

6.13.4 英国に所在するトルコ系団体のディレクターによると、「当局は、一旦釈放された者が刑務所内で政治色を強め、投獄されたことに怒り、収監中にひどい扱いを受けた可能性が高い場合、当人の監視を続ける。複数回投獄される場合もある。」同じ情報筋によると、当人が注目を集める人物であるか否かを問わず、警察に定期的に報告するよう要求される可能性もある。

6.13.5 人権弁護士は以下のように述べた。

「人々がテロ行為容疑で逮捕されると、当局は刑務所から釈放された後も追跡調査を続け、当人は刑務所の門に到着する時点までに異なる罪状で再逮捕される。検察官は釈放に反対することができる。複数のHDP所属国会議員が2017年に釈放され、検察官は反対すると予想されるが、これは違法である。その点については法的根拠がなかったが、彼らはそうした法的根拠について政令による非常事態宣言の修正を提起した。彼らはこれを、自分が好まない相手に対しても行う。」

6.13.6 HRFTのセブネム・フィナンシによると、「拘留後、貴方は自分の旅券を没収され、保護観察下に置かれ、旅行に出られず、学者は解雇されてしまっている。」可能性のある、拘留からの解放条件について詳しくは、「国別政策及び情報ノー

ト」の「トルコ：PKK」及び「トルコ：クルド系政党」を参照のこと。

6.14 司法制度

6.14.1 HO FFTはHRFTのセブネム・フィナンシと面会し、彼女は次のように宣言した。「弁護士はギュレン運動参加者の代理を務めることを望まず、また西部の都市では一部のナショナリストの弁護士協会もクルド人関連の問題を抱えていた。」フィナンシ氏はさらに、全てのクルド人が十分な資金を持つ、又は法的プロセスを十分に承知しているわけではないが、オズグルルクシュ・フクックキュラー・デルネギ（Ozgurlukcu Hukukcular Dernegi）をはじめ、クルド人にサービスを提供する弁護士もいる。彼女は、政治犯は弁護士と接触を持ち、またほとんどの人々が刑務所の外で手配を行ってくれる友人を通じて弁護士にアクセスすることができる、という点を付け加えた。

6.14.2 トルコ司法省代表者は、HO FFTから質問された際、容疑者や被告人が独自の言語を使う権利は保護されていると述べた。検察官又は裁判官は、当人がトルコ語を話すことができない場合は通訳者を用意しなければならない、この費用は国が負担することになる。当人がトルコ語を話すことができるが、例えば抗弁又は提出物をできればクルド語で行いたいと述べる場合、そうすることは許可されるが、この場合は通訳者の費用を当人が負担しなければならない。司法省代表者は、裁判の当事者が通訳者を必要とする場合は通訳者が用意される、という点を追認した。

このテーマについて詳しくは、「クルド系言語」及び「教育と文化におけるクルド系言語」を参照のこと。司法制度について詳しくは、司法の独立と公正な裁判を含め、「国別政策及び情報ノート」の「トルコ：クルド系政党」及び「トルコ：PKK」を参照のこと。

6.15 兵役

6.15.1 トルコでの兵役及びクルド人の処遇については、「国別政策及び情報ノート」の「トルコ：兵役」を参照のこと。